

275.5-75



275.5
5



始



千葉敬止著

上卷

生かすための公民科教授



東京 三元堂書店發兌

275-5-75

序

公民教育は、新らしい教育思潮で、人が共同生活をしてゐることを
 覺り、社會を認識してから起つたものである。我が國に於ては、公民
 教育は、明治の末葉大正の初め頃より問題となつたが、教育制度上、之
 を認むるやうになつたのは、大正九年十二月實業補習學校の制度を
 改正し、公民教育、職業教育を以て、斯教育の二大眼目とす。と定めら
 れてから以來のことである。かくて文部省に於ては、大正十年十二
 月實業補習學校公民教育調査委員會を設け、翌年九月に至り成案を
 得たので、同年十月に訓令を以て實業補習學校公民科教授要綱を公
 布せられた。爾來實業補習學校に於ける公民教育に關する研究は

序

實業補習學校公民科教授要綱

實業補習學校公民科教授要綱

實業補習學校 二卷

旺盛となり、之が延いて中等學校に於ける公民教育の問題となり、公民科特設の要不要なども盛んに論ぜられたが、大勢は之を課すべしとするに至つたので、文部省に於ては、更に昭和四年度に中等諸學校公民科教授要目調査委員會を設け、公民科教授要綱を基として調査をなし、其の成案を得たので、昭和五年五月實業諸學校規程の改正、同六年一月師範學校及び中學校施行規則の改正、同七年二月高等女學校施行規則の改正に際し、公民科を必修科目とし、併せて其の教授要目を示されたのである。ここに於て、我が國大衆青年の教育機關である實業補習學校と、一般中等教育機關である中等諸學校とのすべてに、公民科は課せられることになつたのである。

かく我が國の公民教育は、急に發達したのであるが、新らしい教育思潮であり、新らしい學科目であつたので、新に研究を要する點が頗

る多かつたのである。ここに於て斯教育者の研究のために、或は參考に資する目的を以て刊行された公民教育に關する書籍は、隨分尠くなかつたのである。而して、それ等の書籍を見ると、公民教育の理論に就て論ずるものあり、或は公民科の教授に就て説述するもの、若くは公民科教材の解説をなすもの、又は公民科の教授資料を集むるもの等であつて、其の研究は、何れも一部に偏してゐるものが多かつたのである。

三元堂主人、ここに着目され、余に囑するに、公民科教材の解説と其の教材の取扱法との兩方面より研究し、以て完璧のものを編纂せられんことをと。余多忙の故を以て固辭したるも、其の懇請もだし難きものあるにより、友人佐藤清十郎君の助力を得て漸く完成し、剴腕に附して世に出すことにした。さりながら之を顧ると、事匆忙の間

に筆を執り、十分に推敲をなすの暇がなかつたので、著者本来の主張に對しても意に満たぬ點が少くはない。幸に教育者各位の批正により、之が完璧を期することを得ば幸甚の至りである。

昭和八年十月十日

著者識

生かすための公民科教授（上巻）目次

公民科教授の一般の方針……………一

第一章 人と社會……………九

第一教材の解説……………九

一人と社會……………九

- 1 肉體上（血縁上）の連鎖
- 2 精神生活の連鎖
- 3 物質供給の連鎖
- 4 社會及び社會意識
- 5 社會の種類及び存續

二 共同生活と共存共榮……………二三

- 1 共存共榮
- 2 個人と社會
- 3 人生の意義
- 4 共存共榮の道へ
- イ 協同
- ロ 獨立
- ハ 秩序を守るべきこと
- ニ 責任觀念並に犠牲的精神

三 國家の重要意義……………一九

第二 教材取扱上の注意……………三

一 本教材の主眼點……………三

二 教授上の注意……………四

三 設問の例……………五

第二章 家……………六

第一 教材の解説……………六

一 家庭生活……………六

1 家庭生活 2 家庭生活の重要性 3 家庭は社會生活の基礎

二 我が國の家族制度……………六

1 家に關する制度の態様〔(一)個人制度 (二)家族制度 (三)折衷制度〕

2 我が家族制度の特色〔(一)家系の不斷無窮の存續 (二)家名の尊重 (三)祖先崇拜 (四)忠孝一致〕 3 家族制度の弊

三 親子、兄弟姉妹……………三

一 實親子、養親子 2 親の務 3 親權 4 後見制度 5 兄弟姉妹〔(一)兄弟姉妹 (二)兄弟姉妹の親和〕……………六

四 戸主、家族……………六

1 戸主 2 家族 3 戸主の務、戸主權 4 家族の務 5 一家の和合

五 夫婦、親族……………四

1 夫婦〔(一)婚姻 (二)婚姻の成立 (三)離婚〕 2 親族〔(一)親族 (二)親等 (三)親等表 (四)親族間の交際 (五)親族會〕

六 戸籍、相續……………五

1 戸籍〔(一)戸籍簿 (二)戸籍事務の管理 (三)戸籍謄本及び抄本 (四)本籍と寄留 (五)戸籍の届出〕 2 相續〔(一)家督相續 (二)遺産相續 (三)遺言 (四)遺留分〕

第二 教材取扱上の注意……………六

一 本教材の主眼點……………六

二 教授上の注意……………六

三 設問の例……………六

第三章 一家の生計

第一 教材の解説

一 一家の収入、生計費

- 1 一家の収入〔(一) 經常収入と臨時収入 (二) 収入は生活の基礎〕 2 生計費〔(一) 家計の要諦 (二) 豫算生活 (三) 物品購入の注意 (四) 計量と生活〕

二 勤儉貯蓄、保険

- 1 勤儉貯蓄〔(一) 消費 (二) 奢侈の弊風 (三) 貯蓄 (四) 貯蓄の方法〕
- 2 保険〔(一) 保険の種類〕



三 財産

- 1 財産の必要 2 財産の種類〔(一) 不動産 (二) 動産 (三) 登記〕 3 物権〔(一) 所有権 (二) 占有権 (三) 地上権 (四) 永小作権 (五) 地役権 (六) 留置権 (七) 質権 (八) 抵當権 (九) 先取特権〕 4 債権〔(一) 契約 (二) 不法行爲 (三) 不當利得 (四) 事務管理〕 5 財産権の尊重

第二 教材取扱上の注意

- 一 本教材の主眼點……………九六
- 二 教授上の注意……………九六
- 三 設問の例……………一〇〇

第四章 職業

第一 教材の解説

一 職業と人生

- 1 自然界と活動 2 職業の眞意義 3 職業は人生の本務

二 職業の選擇

- 1 職業の種類 2 職業の自由 3 職業の選擇 4 職業選擇の要件

三 勤勞と研究

- 1 勤勞と成業 2 職業と研究

四 職業と道德

……………一〇〇

第二章 教材取扱上の注意……………二二

一 本教材の主眼点……………二二

二 教授上の注意……………二四

三 設問の例……………二五

第五章 教育……………二六

第一 教材の解説……………二六

一人と教育……………二六

- 1 教育の重要性
- 2 我が國教育の沿革

二 家庭教育……………二九

- 1 家庭教育の本領は訓育にある
- 2 家庭教育は學校教育の助長をはかるに在る

三 學校教育、義務教育……………三三

- 1 學校教育
- 2 學校教育の種類
- 3 義務教育

四 社會教育……………三三

- 1 社會教育施設
- 2 新聞、雜誌

五 教育と文化……………三三

第二章 教材取扱上の注意……………三四

一 本教材の主眼点……………三四

二 教授上の注意……………三七

三 設問の例……………三六

第六章 神社……………三九

第一 教材の解説……………三九

一 神社……………三九

- 1 神社制度
- 2 宮中神殿
- 3 神官、神職

二 敬神崇祖……………四二

- 1 祭政一致
- 2 神社中心の民風
- 3 敬神崇祖

第二章 教材取扱上の注意……………一四七

一 本教材の主眼點……………一四七

二 教授上の注意……………一四八

三 設問の例……………一五〇

第七章 宗 教……………一五二

第一 教材の解説……………一五二

一 宗 教……………一五二

二 我が國の宗教……………一五二

1 神道 2 佛教 3 基督教……………一五二

三 信教の自由……………一五二

第二 教材取扱上の注意……………一五二

一 本教材の主眼點……………一五二

二 教授上の注意……………一五二

第三章 設問の例……………一五三

第八章 公 安……………一六〇

第一 教材の解説……………一六〇

一 警察と公衆……………一六〇

1 警察署 2 警察事務 3 警察と公衆……………一六〇

二 災害防止……………一六九

1 火災防止 2 水害防止 3 災害と公衆道德……………一六九

三 保健と衛生……………一七三

1 保健 2 公衆衛生〔一〕醫藥行政〔二〕保健行政……………一七三

第二 教材取扱上の注意……………一七三

一 本教材の主眼點……………一七三

二 教授上の注意……………一七四

三 設問の例……………一七五

第九章 地方自治……………七七

第一 教材の解説……………二九七

一 地方自治の沿革……………二九七

- 1 自治
- 2 地方自治團體
- 3 地方自治の沿革

二 地方自治の精神……………三〇一

- 1 獨立自營の精神
- 2 公共の精神
- 3 協同の精神

三 我が郷土……………三〇四

- 1 我が郷土
- 2 愛郷心と自治精神
- 3 愛郷と愛國

第二 教材取扱上の注意……………三〇八

一 本教材の主眼點……………三〇八

二 教授上の注意……………三〇九

三 設問の例……………三一〇

第十章 市町村……………三三一

第一 教材の解説……………三二一

一 市町村の自治……………三二一

- 1 市町村
- 2 市町村の自治
- 3 市町村行政の範圍

二 公民……………三二六

- 1 住民
- 2 市町村民
- 3 公民の權利義務
- 4 公民權の尊重

三 市町村會議員選舉……………三三一

- 1 議員の選舉
- 2 選舉權
- 3 選舉方法
- 4 選舉の公正

四 市町村會……………三三一

- 1 市町村會
- 2 市町村會の權限
- 3 市町村會の議事
- 4 議員の心得

- 〔(一) 平常の心得
- (二) 會議に當りての心得
- 〕 5 傍聽人の心得
- 6 市參事會

五 市役所、町村役場……………三四二

- 1 市町村長
- 2 其の他の吏員〔(一) 助役
- (二) 收入役
- (三) 區長
- (四) 委員
- (五) 書記、書記補、技手、事務員等
- 〕 3 市町村吏員の心得
- 4 市町村の事務〔(一) 固有事務
- (二) 委任事務
- 〕

- 六 市町村の財政 二五三
 - 1 歳入と歳出 2 豫算及び決算
- 七 市町村の財産 二五六
 - 1 營造物 2 基本財産
- 第二 教材取扱上の注意 二六一
 - 一 本教材の主眼點 二六一
 - 二 教授上の注意 二六四
 - 三 設問の例 二六五
- 第十一章 府 縣 二六六
 - 第一 教材の解説 二六六
 - 一 府縣の自治 二六六
 - 1 府縣の自治(一) 府縣の沿革 (二) 府縣の自治 2 府縣會(一) 府縣會議員の選舉權及び被選舉權 (二) 府縣會議員選舉と市町村會議員選舉と異なる點 (三) 府縣會の招集 (四) 府縣會の權限 3 府縣會參事會

- 二 府 縣 廳 二七四
 - 1 府縣知事 2 補助機關 3 府縣の事務
- 三 我が府縣 二七九
 - 1 府縣自治の必要 2 府縣自治の振興 3 府縣民の心得
- 第二 教材取扱上の注意 二八一
 - 一 本教材の主眼點 二八一
 - 二 教授上の注意 二八三
 - 三 設問の例 二八三
- 第十二章 農村と都市 二八四
 - 第一 教材の解説 二八四
 - 一 農村と都市 二八四
 - 1 農村と都市 2 農村と都市との相互依存
 - 二 農村生活 二八五

1 農村生活の特質 2 農村の現状
 三 農村の開発
 1 農村開発上の要點 2 農村と青年
 四 都市生活
 五 都市の改善
 第二 教材取扱上の注意
 一 本教材の主眼點
 二 教授上の注意
 三 設問の例
 第十三章 産業
 第一 教材の解説
 一 産業と國民經濟
 二 農業

1 農業の發達 2 我が農業の特色 3 農業の助成施設〔(一)農會 (二)農業に關する組合〕
 三 工業
 1 工業の種類 2 工業の助成施設〔(一)商工會議所 (二)商工業に關する組合 (三)發明發見の獎勵〕
 四 商業
 1 商業の種類 2 外國貿易 3 商業の助成施設 4 其の他の産業〔(一)水産業 (二)林業 (三)鑛山業〕
 五 生業の要素
 1 自然 2 勞力〔(一)生産と勞力 (二)能率の増進〕 3 資本〔(一)資本の種類 (二)資本の運用〕 4 勞資協調
 六 企業形態
 1 企業の種類 2 會社の種類〔(一)合名會社 (二)合資會社 (三)株式會社 (四)株式合資會社〕 3 企業の結合〔(一)カルテル (二)トラスト〕 4 産業組合〔(一)信用組合 (二)販賣組合 (三)購買組合 (四)利用組合〕 5 組合員の心得

第十四章 貨幣及び金融

第二 教材取扱上の注意 三三

一 本教材の主眼點 三三二

二 教授上の注意 三三五

三 設問の例 三三六

第一 教材の解説 三三六

一 貨幣 三三六

1 交換の媒介物 2 貨幣制度(一) 造幣制度 (二) 本位制度 3 貨幣の種類 4 金本位貨幣と補助貨幣 5 紙幣(一) 紙幣の種類 (二) 我が國の兌換券發行制度 (三) 兌換銀行券 (四) 兌換券の種類 6 通貨

二 物價 三四六

1 物價(一) 需要と供給 (二) 貨幣數量の増減 (三) 生産費 2 物價調節 3 景氣 恐慌 4 物價指數

三 信用 三五〇

第十五章 交通

第二 教材取扱上の注意 三六四

一 本教材の主眼點 三六四

二 教授上の注意 三六六

三 設問の例 三六七

第十五章 交通 三六八

第一 教材の解説 三六八

一 交通機關 三六八

四 金融機關 三五五

1 金融機關(一) 銀行 (二) 信託會社 (三) 頼母子講及び無盡會社 (四) 質屋 (五) 信用組合

1 信用の種類(一) 對物信用と對人信用 (二) 長期信用と短期信用 (三) 消費信用と生産信用 (四) 公的信用と私的信用 (五) 内地信用と國際信用

2 信用證券(一) 手形 (二) 債券、株券 (三) 銀行券

1 運輸機關〔一〕道路 〔二〕自動車 〔三〕鐵道 〔四〕電車 〔五〕河川港
灣 〔六〕船舶 〔七〕航空機〕 2 通信機關〔一〕郵便 〔二〕電信 〔三〕電
話〕

二 交通と文化……………三七六

1 交通と文化 2 交通道德〔一〕交通上の心得 〔二〕通信の心得

第二 教材取扱上の注意……………三六二

一 本教材の主眼點……………三六二

二 教授上の注意……………三六三

三 設問の例……………三六四

— 目次、終 —

公民科教授の一般の方針

一 公民道德の涵養に注意すること

公民教育の眼目は公民としての人格を磨き上げるといふことであるから、公民道德の涵養が最も大切である。例へば「選挙」といふ題目を取扱ふ場合に、選挙人の資格被選挙人の資格選挙の手續方法、さういふことも選挙に對する心得として授くることは無論良いことであるが、それよりも選挙に就いての大事な問題は、選挙は何の爲めに行ふかを知らしめること、選挙に對する公正の精神、教養といふことが主眼點であつて、手續とか資格などは時によると變る。又さう言ふものは十分に心得て居なくとも選挙權を有する様になれば役場から通知が來る。その通知によつて選挙當日選挙場に行けば分る。選挙は公正に行はねばならぬ。公正を缺いては

ならぬと言ふ信念を與へて置くのが、選挙に對する教育としては大事な點である。公民教育の方面からは從來の法制經濟の如くたゞ理論を考究せしむるに止まるものではない。この點はひとり選挙といふ題目のみではなく、公民科の各題目、各教材に就いて同様に注意して欲しい。

二 共同生活の方面より見て解釋すること

我々は消極的には社會生活の爲めに邪魔にならぬやうにしなければならぬが、積極的には更に進んで、社會の凡ての人と共同し援助して社會の福利を増進するやうにお互に協力して行くといふ心掛けを持たねばならぬ。例へば道路といふ題に就いて申して見ると、道路には國道、縣道、里道などがあるがさう言ふことは知らぬよりも知つて居る方が宜いが、それよりも道路に就いての大切なことは、交通の邪魔にならぬやうに注意することである。私共が地方に行くとき、よく道路の真中に荷車を放置したり、肥桶があつたりする。肥桶を置くのは宜いが柄杓の柄を道路の真中に突出して置いてある。荷車を置くにしても道路に片寄せて置き、柄杓の柄が道路の真中に行かぬ様にして置けば、それだけ社會に對して注意して居るのである。更に進ん

で自分の家の附近の道路は自分の手で修理して置く位の心掛けを持たせる様にしたい。國道、縣道、里道と言ふ名前は知らなくても、道路に對してそれだけの心得のあることが公民教育の方からは必要なのである。大抵の教科書には國道、縣道、里道などと言ふことはよく書いてあるけれども、道路に對する心得の方は書かれて居ない。公民教育の方面からは、その教材を研究して教へる場合に、道路について申した様に、他の問題についても、共同生活の上から攻究し、社會の利便を圖ることに注意し、公共の爲に貢献しようといふ心掛けを持たせるやうにすることが大事なことである。

法制の問題についても、共同生活といふ方面から解釋するやうにして參ると、之までの考へ方とは少し變つて來る。ドイツの新憲法は、さういふ方面から見て制定されて居るといふことである。これまでは法律は權利を保護し、權利を主張する爲めの法律であるやうに説かれて居つたのであつたが、それが逆に義務を保護するといふ方面から法律を解釋して行くやうに變つて來るとの事である。ドイツの新憲法には「所有權は義務づけられたり」といふ言葉がある從來の考へ方によれば、此のコップは私の所有物である。之を使用し之を處分するに就いては

絶対に自由であるといふのが之までの考へ方である。然るに其の所有物に對して正當な使用をし、正當な處分をすることであれば社會が許すのであるけれども、若し私が粉微塵に割れるのが愉快だとて、幾つものコップを床に投げつけるやうなことをしたら、自己の所有物に對して適當な處分をしたとは社會は認めない。土地でも同じで之を適當に使用せずには置けば、社會はそれに對して不都合だと認めるやうになる。東京のやうな大都市の中に富豪が山林の儘で持つて居ると、世間ではそれを許さん。その山林を住宅地に開放せよとか、地目を宅地に變換せなければいかんとか言ふことになる。故に所有權といつても、從來の考へ方のやうに、絶対の支配權を持つて居るものではなく、社會の共同生活の上から見て、或る制限を受けるやうに、世の中の考へ方が變つて來つゝあるのである。されば公民科の教材は、社會の共同生活といふ方面より十分に研究して教授して戴きたい。

三 歴史的發達的關係に注意すること

文化は歴史によつて發達する。その祖先が築き上げた所の文化を承け繼ぎ、之を向上發達せ

しめて人類に貢獻することが我々の努めであつて、教育の仕事も亦それである。即ち文化の傳達と發達とに貢獻することが教育の仕事である。従つて公民科の教材の中には歴史的發達の事項が相當に多いから、その教材を取り扱ふ際には、直ちに現在の狀況のみを捉へて、現在の法律はかうなつてゐる。現在の制度はかうである。現在の市町村の狀況はかうであると現在のみを教授の出發點とせず、その教材が今日までに變化し、發展して來た由來を出来るだけ調査し、公民教育上適切に之を知らしめ、かくの次第であるから、現在はかうなつて居ても、將來は幾分か變化し發達するだらうといふ位のことまで仄かして教授すべきものと思ふ。幾分か歴史的に氣を付けて居る教科書もあるが、多くは現在のみを記載して居るから。この點に就いて十分に注意して戴きたい。從來公民科教材は英國でも米國でも初めは歴史に併せて教育して居たものであるが、公民教育の思潮の盛んなるにつれ、公民科を設くるやうになつたものである。それがまた歴史の中に合併して教授するやうになりつゝあるとの事を、新歸朝者より耳にする次第であるから、歴史的に教材を研究して、沿革的發達の教材を取り扱ふことに十分注意して欲しい。

四 理論に偏せず社會の事實に基礎をおくこと

是は實業補習學校の公民科教授要綱にも中等學校の公民科教授要目にも注意として戴つて居るのであるから、くどくどしく此處に述べる要はないと思ふが、これまでの法制經濟の教授に於ては、その理論を考究せしめることに偏して居つたのである。法制經濟に關する教材を授くるに當り、これまでと同様では折角法制經濟の學科目を公民科と改めた甲斐がなくなる次第である。故にかゝる教材を取扱ふ場合にも公民教育の精神をよく理解して、理論の解釋のみに陥らざるやう、よく社會の事實に基きて之を具體的に研究せしむるやうにして戴きたい。これがために其の教育すべき教材に關し、社會の事實は如何になつてゐるか、實情、缺點、社會の希望等、廣く關連してゐる事項を調査研究して教授する様にせねばならぬ。

五 經驗の範圍より教授を進むること

公民科の教材は、生徒が社會生活をして居る間に經驗してゐることが少くない。斯様に經驗

して居る事項は、直ちに教師より之を教授せず、生徒に對して質問し其の有してゐる經驗を十分に發表せしめ、教師はその答に應じて教授を進むる様にしなければならぬ。また教材によつては豫め生徒に調査研究を命じて置き、その調査研究して來た事柄を發表せしめ、其の發表したことを土臺にして互に批評研究せしめて、教授を進むるやうに致したい。かやうにしてこそ始めて生徒の研究心を鼓舞し、また公民生活に對する理解も深めることが出来ると思ふ。

六 地方の實際生活に基調をおくこと

之は前に擧げた四項の「社會の事實に基礎をおくこと」の中に入ることであるが、四項の方は地方ばかりと限らずに廣く一般社會の事實に基礎をおくことであり、これまでの概念の教授、知識の教授に流れぬやうにすることに重きをおいてゐるのであるが、之は特に其の地方の實際生活を土臺にして、教授を進めて戴きたいといふことに重きを置いてゐるのである。地方の學校就中實業補習學校は、前にも述べたやうに、現在其の市町村に在住して社會生活を營んで居る青少年を生徒とし、しかも其の大多數は將來その市町村の自治民となるべき青少年であるか

ら、その市町村に於ける彼等の生活を土臺にして教授を進めて行く必要が殊に深い。かくしてこそ初めて地方自治民としての訓練も出来るやうになるのである。他の中等學校に於ても生徒がその地方に於て生活して居り、經驗して居る事柄を土臺にして教授を進めて行くやうにしなければならぬことは勿論である。中等學校のこれまでの教授が、餘りに教科書の教授に流れて居たことが、生徒が斯學科に對して、餘り研究的興味を感じなかつた一原因ではなかつたかと思ふのである。本科の教授に當り、中等學校に於ては特にこの點に注意して欲しい。

七 小學校にて學習したる公民科的教材に連

絡して教授すること

小學校の修身、國語、歴史、地理等の教材中には、公民科の殆ど全部の教材に關係ある事項がある。生徒の多くは、之を學習してゐる次第であるから、特にこれ等の事項に連絡して教授するやうにして欲しい。

第一章 人と社會

第一 教材の解説

一 人と社會

吾々人間は孤立して生活することが出来ない。必ず相倚り相助け合つて生活して行くものである。この理は吾人の身體上及び精神上より考へても、また物資の供給上より見ても、十分に知ることが出来る。

1 肉體上（血縁上）の連鎖

吾人一個の身體は父母祖先の賜である。而して一個の吾人の爲めには、二人の父母あり、四人の祖父母がある。單なる吾人の身體は個々別々に存して居る様であれども、千萬年の過去を

迎り悠遠の古を顧み、人類の始祖にまで立ち戻つて考へて見るときは、一個の吾人も尙幾萬幾億の先人に源を發して居り、更に逆に永劫の未來を想像する時、是又無限の子孫後裔に繋がる血縁の連鎖なることに想到するであらう。なほ兄弟姉妹、伯叔父母、從兄弟姉妹等と血縁を求めて詮索を進めると、一個の吾人は實に縦に横に無窮の延長ある連鎖の如く、將た無限に擴大する網の目の如く、實に四海同胞の語も空しくないのである。

2 精神生活の連鎖

吾人といふ一個の存在を捕へて、其の精神生活の全貌を顧るとき、嘗て常に親炙せし兩親、恩師、兄弟、先輩、知友の訓陶感化誘掖を想起せざる譯には行かない。單に兩親、恩師、知友、兄弟ばかりではない。隔世の故人、異邦人よりも、刺戟、啓發、訓化等を蒙ることの多大なるを感ずるのである。又直接に人對人の關係に止らず、大に時代時勢といふものよりも影響を受けるものである。實に吾人は精神生活上即ち思想感情の生活上お互に影響し相交通するもので、所謂精神生活の連鎖をなすものである。是が即ち精神生活上の相互依存關係である。

3 物資供給の連鎖

吾人日常の生活は常に有無相通じ、過不足相裨補して生命の持續を計つて行かねばならぬ。生活必需品たる衣食住の如き、太古既に交換の事が行はれて居た。殊に今日にありては百買各々其の司を異にする状態で、幾多分化せる職業者の手に仰がねばならぬ。即ち一粒の米も農家粒々辛苦の結晶であり、一握の蔬菜一個の果實も、皆生産者、技術者の丹誠の成果でないものはない。轟々たる地響を立て、運轉せる機關は、發明家の多大な苦心の貢獻であり、一臺の農具も創造者苦惱の結果であり、一塊の石炭も坑道深く危険の境地に鶴嘴振ふ勇夫勞苦の賜である。また百里の山河をまたぐ間に夢と過ぎ行くも、嚴寒苦熱と闘ふ機關手の操縦があるからである。實に吾人の生活は、物資供給の連鎖が無くては一日も之を完うすることは出来ぬのである。

4 社會及び社會意識

以上の如く、吾人の生活には切つても切れぬ相互依存の原理が存する。この原理によりて支配されて居る人と人との結合を社會と呼び、此の結合的精神を社會意識と言ふのである。されば社會意識なくして出来上つた人間の集團（若し有りとなれば）は、之を社會と呼ぶこ

とは出来ない。蜂や蟻の生活は組織あり、秩序あり、意識ある様に見えるけれども、それは單なる本能的集團生活であつて、所謂群居生活で社会生活ではない。彼等には我等は一體であると云ふ自覺がないのみならず、喜怒哀樂を共にすると云ふ社会的感情もなく、互に相勵し合つて改善進歩をはかると言ふ社会的意志も存在しない。

社会は實に一體であるといふ自覺と、喜怒哀樂を共にすると言ふ感情と、相共に經營畫策粉骨碎身向上發展を遂げると言ふ社会的意志とを本質として形成されるものである。それは人類獨特の現象であつて、ギリシヤの哲學者「アリストテレス」が、「人間は社会的動物なり」と言つたのは、此の理を言ひ表したものである。

5 社会の種類及び存続

社会には家族、村落、國家等のやうに自然的に發達したものと、學校、會社、組合等と言ふやうに人為的に結成發達したるものと二種がある。前者は自然社会で又基本社会、共同社会ともいひ、後者は人為社会又は利益社会、派生社会ともいふ。

これ等の社会には、一時的のものと永續的のものとがある。或るものは瞬時にして消滅し、

或る者は數百年にして消滅し、或る者は數千年又は永遠に互つて絶ゆることのないものもある。家、國家、宗教團體等の如きは永遠性に富めるもので、泡沫會社の如きは最も永遠性の貧弱なものである。

社会が長く存続すると言ふことは、其の社会意識が一貫して前代より後代に、祖先から子孫へ、先輩から後輩へ繼承され維持されるからである。實に社会は一貫精神の繼承維持によつて其の成員の隆替存亡に拘らず永續されるものである。即ち一家が祖先に對する崇敬心愛惜心によつて益々興隆し、永存されるのも、一貫せる精神の繼承があるからである。また我が大日本帝國が二千六百年の悠遠なる歴史を有し益々興隆する所以のものは、開國以來日本魂なる盡忠無比の一貫せる愛國心あるによりて悠久なる生命を保つからである。

二 共同生活と共存共榮

1 共存共榮

諺にも「旅は道連れ世は情け」といふ。社会は「相身互ひ」の生活で、相互の共同に依りて

其の生存と安樂の生活を完うし得られるもので、さうしなければ一箇人の生活をも完うすることが出来ない。是即ち「世は相持ち」であると言はれる所以である。親子兄弟相倚り、師弟知友相助け、國民同胞相協力することによりて、吾人は精神的にも、物質的にも幸福を贏ち得向上發展をもすることが出来る。かく互に相助け、相信じ、相敬愛して生活して行く相互依存の關係を共存共榮といふのである。

2 個人と社會

吾等の日常生活の實際を顧ると、衣食住を初めとして、言語なり、思想なり、職業なり、何一つとして自分獨りで贏ち得たるものはない。皆是親子兄弟姉妹なり師弟知友乃至同胞なりが、直接間接に與へて呉れた賜である。即ち世は相持ちで共存共榮の賜でないものはない。こゝに於てか社會を離れて個人はなく、個人を離れて社會はない。こゝに公民としての存在と意義とを發見する。個人として働くと言ふことは、社會公衆の幸福利益向上進展を目當にして働くことであり、而して社會の幸福利益向上は、やがて個人の幸福利益向上を到來するのである。

3 人生の意義

人生の意義も畢竟する所ここに存する。これを素めて懷疑に陥り、迷路に彷徨するの愚を演ずる要はない。人生即社會で、吾人人生の意義目的は、社會共同の生活、即ち共存共榮することにある。

要するに社會共同生活の目的を達成し、共同の繁榮を作為することに存する。言ひ替へれば社會の完成を圖ることに在る。社會の完成を期するには、其の組織員たる個々の人々が向上發展することである。即ち個人の人格を完成することが根基である。個人個人の人格が發展向上し完成したところに、全體としての社會の完成、即ち社會の理想實現に到達することが出来るのである。之を要するに個人と社會とは、二個の對立した存在にはあらずして、一個の存在に對する觀方の相違に過ぎない。部分的目的を固執して全體を閑却し、根本を忘れて未節に奔るやうなことがあつてはならぬ。

4 共存共榮の道

共存共榮の道は公民精神の發揮である。(公民精神とは公共心のことである。即ち、協同、獨立、秩序、責任觀並に犠牲的精神等がそれである。)

(一) 協同 語に「食なき人生に屈辱あり協同なき社會に暗黒あり」と、各自私利私慾を抑制して共同の利益を先きにし、一進んで團體の繁榮福利を圖るの精神が即ち公共心である。この公共心は實に協調偕和の動力であり、「公益を廣め世務を開く」の源泉であり、協同團結の結合力である。斯の精神の發達如何は實に共同團體の繁榮に關すること極めて大である。

(二) 獨立 法律や習慣は共同生活の福利をすゝめ、又事の理非を明かにして非曲を斥け理正を保護する爲に存するものであるから、吾人は之を遵奉して敢て違はない様にすることは、何人にもつとめねばならぬことである。併しながら社會生活の意義上から見ると、其の價値は最も低度の務めと言はねばならぬ。而かも他の強要により餘儀なく服従するとか、法律の制裁や、社會的の制肘あるが爲に止むなく事を行ふと言ふが如きは、全く無自覺の所爲と言はねばならぬ。事毎に官公署の強制的督勵や、禁止や、又は罰則を振り翳して望まると如き、其の他監督の上に監督を要するが如きは、共に改むべき弊風である。

社會共同の生活は依他の生活ではない。故に依頼して自己の生命を完うせんとするが如きは社會共同生活の賊である。されば獨立の意氣に乏しく他に寄生した生活に陥つてはならぬ

い。先づ何を置いても自己は他人の世話にならぬ様、自主獨立の意氣と、自律獨歩の手腕とを磨いて、社會共同生活の爲に邁進する勇氣と覺悟とを持たねばならぬ。

「人のお世話にならないやうに人の世話ならするやうに」 (内務省標語)

(三) 秩序を守るべきこと 一家の中にも親子、兄弟姉妹等、長幼の順序がある。夫婦の別長幼の序正しくして、初めて一家の和をなすことが出来る。況んや國家社會にありてをやである。團體に於ける秩序の維持は共同生活の要件として最も重要である。秩序なき團體は強固を缺き亂離壊滅に傾き、到底健全なる發達を遂げることが出来ない。人は何人も人格を有し、一様に市町村の住民であり、帝國の國民たるに於ては何等の異なる所がない。親も子も、夫も妻も、長老も幼者も、主人も婢僕も、上司も下司も、皆平等無差別である。けれども各人其の心身の能力に於て、將た其の共同生活體の地位關係に於て自らなる差別が存する。吾人は此の自らなる差別に處して、各自其の分を盡してこそ、初めて共同生活の意義があり、社會國家に負ふ所の平等の務を果すことが出来るのである。國家社會の秩序を維持し共同の安寧幸福を保護増進せんが爲に、最も權威あるものは法令である。更に社會には多年の間に

馴成された風俗習慣といふ不文の法律がある。これ等は法令と共に制裁の力ともなるのである。されば吾等は法令を遵奉し、善良の習慣を尊重し、秩序の維持に努めなくてはならぬ。併しながら所謂陋習は共同生活の病弊である。理非を極め、採るべき方法の宜しきに從つて改善して行かねばならぬ。彼の徒に輕舉妄動して、社會の秩序を亂るが如きは深く戒しむべきことである。秩序なき自由は眞の自由ではない。自由尊重の民人は、最も秩序あり節制ある所の者である。

(四) 責任觀念並に犧牲的精神 社會は共同連帶の組織體で、之が成員たる社會人は連帶の責任を帯ぶるものである。實に社會は、各人の責任觀念の深淺によつて隆替する。吾人は各人の能力によつて、職業的に各其の持場々々を分擔する以上、責任觀の厚薄が、國家社會の隆替に重大なる關係を及ぼすことを鑑みて、勤勉力行、忠實に、獻身的に其の業に従事し、責任を果すことを覺悟せねばならぬ。

社會人にして全く個人本位に墮し、連帶責任の觀念に乏しい時は、社會は健全なる發達を遂ぐる事が出来ない、否、健全なる發達を遂ぐる事が出来ないばかりではなく、遂には

衰亡を招くに到るのである。

連帶責任觀念には犧牲的精神を隨伴する。

明治天皇の御製

おのが身をかへりみずして人のため

つくすや人のつとめなるらん

何事によらず此の精神が伴はない限り、社會の業務は進展するものではない。別して國家の危急存亡の際には、この犧牲的精神が先驅をなさねばならぬ。最も多大の犠牲によつて、國家なる大社會團體は泰山の安きに置かれ、大に國威を發揚するに到るものである。従つて其の尊き犠牲に對しては、最も敬虔の念を以て、感謝の誠意を捧ぐべきである。

要之吾人の生活は共同連帶の生活にして、連帶責任の觀念、犧牲的精神の發露に依つて、安全に、幸福に生活することが出来、理想の社會生活に進出することが出来るのである。

三 國家の重要意義

社會生活の態様は種々雑多である。この雑多なる態様中にありて、大なる一つの全體社會として統一され、且つ鞏固に團結をなして居るものがある。國家が即ち是である。

國家は共通の傳説、風俗、習慣、歴史、言語、文化によりて培はれた民族意識によりて結合せられ、一定の地域内に生活する人類の一大社會で、最も力強く、整然たる統制機關を具へた社會團體である。それ故に、其の民族的精神が其の社會精神であり、國民精神である。従つて國家の特色はこの民族精神のあらはれであると言つても誤りではない。されば其の道德生活に於て、藝術生活に於て、將た社會生活の規矩たる國憲國法に於て、其の國特有の色彩を帯ぶるものなることは免かれない。即ちこの特色づけられたものが所謂國民道德、國民藝術乃至其の國の國憲國法である。

凡て社會は、其の組織員たる個人々々の完成によりて、全體としての完成が期せられる如く、世界に於ける各の國家が、それ〴〵固有なる國民精神を發揮して、各々特有なる國民文化を創造し完成することによりて、世界人類全體への向上となり、貢獻となるのである。然るとき國家は相互依存、即ち共存共榮の最も鞏固なる、最も統制されたる、最も幸福なる社會生活の主

體としての重要性を持つと共に、更に世界文化への貢獻の足場としての二重なる重要性を持つことになる。

我が大日本帝國は、吾等の營むべき社會生活の主體である。吾々が日常の經營、畫策、努力は、この主體即ち國家に向つての貢獻であつて、それがやがて個々の國民の相互生活の持續であり生命であると共に、更に世界文化に寄與することになるのである。

吾々が責任觀に立つ職業的の奮勵、犠牲的努力が社會生活の生命であり、且つ世界文化への貢獻奉仕であることを思ふとき、吾々の生命は、實に永久に生きるものである。

第二 教材取扱上の注意

一 本教材の主眼點

1 人と社會

(一) 社會生活は人類特有の現象であつて、社會と一體たる自覺と、感情と努力とを本質とす

る社會意識による生活状態なること。

(二) 現代生活の缺陷的特徴は、この社會意識が各人に深く透徹せずして共同生活の外形のみをなして居ることであり、且つこの缺陷はあらゆる社會の不安を招いてゐること。

(三) 社會には存続上より見たる一時的のものと永續的のものとあり、發生上より見たる自然的社會(基本的社會又は共同社會ともいふ)と、人爲的社會(派生社會又は利益社會ともいふ)とがあること。

2 共同生活と共存共榮

(一) 物質的及び精神的兩方面に互りて、共に生活し、共に向上發展する相互依存の關係を共存共榮と言ふこと。

(二) 人生の目的は個人的には人格の完成であり、社會的には社會の完成であつて、個人と社會とは對立せる二個の存在にあらずして一個の存在に對する觀方の差違に過ぎないこと。

(三) 共存共榮の爲には、各自は唯單なる力を協せるだけではなく、各々其の長所、天分を十分に發揮して、先代、先輩、祖先の業績を繼承し、更に其の向上發展を遂げると共に之を子

孫後輩、後代に傳へる責任があること、即ち現代社會に對する横の協力の責任があると同時に、祖先後代に通ずる縦の協力をなすべき責任のあること。

3 國家の重要意義

(一) 國家は其の成困たる國民の横縦の協力によりて築き上げられたる共通の傳説、歴史、風俗、習慣、言語等を有し、且つこれによりて培はれたる民族意識に依つて結合したる一大社會であつて、力強く且つ整然たる統制機關を具へてゐるものなること。

(二) 民族意識によりて支へられ、永い歴史に依りて培はれ、國家なる一大社會を支配してゐる社會精神が即ち國民精神である。國民精神は特色ある独自の發展を遂げ、社會生活及び文化活動の上に独自の特色を顯現するものなること。

(三) 各國家が各固有の國民精神により、独自の國民文化を創造して生活の向上を期することによりて、更に之を世界文化の進展に寄與することが出来るものなること。即ち國家は内には有ゆる社會生活を育む母體として貢献すると共に、外には世界文化への貢献の足場として二重の重要性を持つものであること。

二 教授上の注意

- 1 本章は、人と社會との關係を明かにして共存共榮の眞義を認めさせ、公民教育の根本精神を理解せしめんとするのであるから、よくこの精神を會得せしめ、然る後に他の教材に進むやうにいたしたい。
- 2 理解を容易ならしむるため、社會の事實に基礎を置いて教授を進めらるべきこと。
- 3 小學校の左記の教材と連絡して教授すること。
左記の「尋修五の二五」と記したるは、尋常小學校修身書卷五の第二十五課の略號である。其の他にも同様の略號である。
尋修五の二五博愛 尋修六の一三共同 高修一の一六自立自營 同上の二四共同 高修二の一〇博愛 高修三の一三人格 同上の一四仁愛 同上の一五報恩 高修三の一九社會 高讀二の五社會奉仕の精神
- 4 人生の意義目的につき、生徒の自覺を呼び起す様にせらるべきこと。

- 5 國家の特質及び國民精神、國民文化につき明瞭なる觀念を與へらるべきこと。
- 6 國家の二重要性をよく理解せしめらるべきこと。

三 設問の例

- 1 個人と社會との關係を吾等の日常生活より考察せよ。
- 2 社會的不安の問題を考察せよ。
- 3 人生の目的を考察せよ。
- 4 社會が永久の生命を有つ所以を考察せよ。
- 5 共存共榮の實を完うすべき各自の所見を擧げよ。
- 6 國民文化としての實例を擧げよ。

第二章 家

第一 教材の解説

一 家庭生活

1 家庭生活

家庭は父母、兄弟姉妹等の血縁が相集りて、共同生活をなす處の結合體である。この結合體は人爲的のものではなくて、人間の本性に基いた人情の、自然の發露によりて結成されたものである。それ故にこの結合體の中には、人類至上の親しみ懐しみといふものが伴ふ。實に家庭生活は吾人生活の本據であつて、日常の活動は此處に發し、夕べの慰安は此處に求められる。

2 家庭生活の重要性

家庭は共同生活を営むべき團體であるから、家庭を構成する各人は、共同生活の意義を十分に了解して居なければならぬ。即ち家長たる者は共同生活の意義を徹底せしめて、協力一致の實を擧げさせねばならぬ。更に家庭生活は現在の共存共榮の生活のみならず、實に過去なる祖先に溯り、未來なる子孫に關係して繼承存続の意義を有するものであるから、其の組織員たる各人は、家名を尊重し、永久に生命ある存在として、共同生活の任務を完うせねばならぬ。

3 家庭は社會生活の基礎

家庭は以上の如く人情自然の發露により成るものなるが、この一家が繁榮して漸次數多の家を分派し、隣保郷黨をなし、更に國家社會を形成する。而して各人はこの家庭を生活の根據として、更に大なる各種の社會生活に参加し、共存共榮の責務を完うせんとするものである。家庭が社會生活の基礎なりとは、以上の成立と意義とを持つからである。

吾人は秩序あり、統制ある良き家庭を作り、其の良き家庭の一員として、廣く各種の社會に参加するとき、最も意義ある生活をなすことが出来るのである。

二 我が國の家族制度

1 家に関する制度の態様

世界各國には、それ／＼其の國の國狀により、時代により多種の制度が存在する。今之を大別すると大體左の三様になる。

- (一) 個人制度 夫婦及び其の子女の結合によりて一家を構成する。けれども子が成年に達し或は婚姻すれば、分れて別な一家を創立する。(佛國)
 - (二) 家族制度 一家を以て永久的の構成結合となし、子が婚姻するも尙其の家族として存在し、家長たる戸主が死亡若しくは隠居すれば、長子其の家を繼承する。(日本國)
 - (三) 折衷制度 一家の存続を認めるけれども、長子の相續權を認めず。家長は其の一子を選定し之に自己の地位を繼がしめ、他の子女は離れて別に一家を創設する。(英國)
- 歐米諸國の家に關する制度は主として夫婦を中心としての家庭的和樂親愛で、我が國の如く親子本位、祖孫相傳ではない。支那は家族制度ではあるが、其の家々は、我が國の如く皇室の

下に總合一體の系統をなすものではなく、全く個々別々の家である。

2 我が家族制度の特色

我が國は古來家を以て國家組織の基礎とする。而して其の家は親子關係を中心とする所の所謂家族制度である。

- (一) 家系の不斷無窮の存続 家生活を吾等の共同生活の立場より觀るとき、單に現在の生活問題なるのみならず、實に過去未來に互り、悠久の祖先より永遠の後昆に及ぶ問題である。家庭生活が單なる現在の生活で終りを告げるものならば、誠にはかない一時的の生活である。人間の生活が永遠の生命ある生活體として存続する所に、力強い存在としての深い意義が存する。眞に犠牲的努力を盡し得るのは、この強い深い意義が存するからである。親子中心にして長子繼承の我が家族制度は、連綿たる血族のつながりで、其の家系は不斷無窮の存続であり、其の家名は不滅の生命である。

- (二) 家名の尊重 我が國人の家名を尊重するといふ美風は、家系の不斷無窮の存続(我が身を通して子孫へ)であり、不滅の生命である點に發する。實に我が家系は無窮の存続であ

り、不滅の生命であるが故に、其の繼承者は祖先に對して強く責任を感じるのである。この責任觀が所謂恥を知ると言ふ高潔なる人格を顯現するのである。

一家を構成する各人が家名を尊重し益々其の家名を高めんとするは、一は祖先に對する責任觀から湧く報恩で、一は子孫に對する示範激勵である。

(三) 祖先崇拜 家名尊重は祖先の恩恵に對する責任觀から湧く報恩である。かるが故に茲に、祖先崇拜といふ徳目が發生する。實に我が國民は一家を維持し進展せしむると共に祖先に對する純眞なる崇敬を捧ぐる。この崇敬心が篤ければ篤いほど其の家が榮える。祖先に對する崇敬が父母を通じて顯現するとき、所謂孝道となるのである。

(四) 忠孝一致 畏くも我が皇室は吾等國民の宗家に渡らせられ皇祖、天照大神は、上皇室の高祖におはせられるばかりでなく、實に我等國民全般の高祖におはせられる。即ち我が國民は、上皇室は我等の宗家におはして、吾等個々の家門は、我が皇室の支流末派の繁榮であると言ふ事實的歴史と確信とを持つて居るのである。この事實的歴史と確信とは、開國の當初より國民の魂を通じての流れである。従つて我が家族制度は我が國體と離るることの出來

ない有機的關係に置かれてゐるのである。

茲に於て祖先に對する崇敬は、宗家におはす皇室に對する崇敬となり、皇祖天照大神に對へ奉る忠節の大儀となるのである。之を要するに忠孝は一本の大道であつて、之を父祖の家門に奉るとき、やがて忠節の大儀と一致し、之を皇室國家に捧ぐるとき、やがて孝道と一致するのである。この忠孝一致の思想は、肇國三千年來一貫して我が國體の精華となつて現れて居る。

我が家族制度は以上の特色を有し、三千年來の賜である。之を理論的に考究しても誠に卓越したる意義を有する。されば其の長所は益々これを維持し、其の伸張を圖らねばならぬ。

3 家族制度の弊

家族制度の弊として世に擧げらるゝものは、(一)子弟は長く父兄の保護の下に家族的生活を營むが故に依頼心を増長し、自主獨立の念に乏しく。(二)家長や年長者が個人の自由を十分に重んぜず、人格を無視する短所があると言はるゝ。さればなるべくこの缺點を除き時の進歩に適應せしめなければならぬ。

三 親子、兄弟姉妹

1 實親子、養親子

一家といふ共同生活中最も近親關係にあるものは親子である。親子には實親子と養親子とがある。甲は自然の血統に基く者、乙は法律によつて親子關係の生じたものである。

實子に嫡出子、私生子、庶子の別がある。嫡出子は婚姻によつて生れた子で、私生子は婚姻届の手續きをなさざる内に生れた子、又は父の知れざる子、(私生子は婚姻中父母が認知したときは、嫡出子たる身分を取得する) 庶子とは父が認知した私生子(庶子は其の父母の婚姻によつて、嫡出子たるの身分を取得する)である。

養子の制度は一家の斷絶を防ぎ、祖先の祭祀を絶たしめざる爲めに、他人の子を納れて、自家の子となし、我が家族制度を維持するためである。之を養子縁組といひ、養子は養父母の家族となり嫡出子たるの身分を取得する。家女と婚姻をなしたる場合の養子縁組を婚養子縁組とす。

養子縁組は當事者相互の協議により、又は裁判所に訴へて解消させることが出来る。これを離縁といふのである。

2 親の務

親子は骨肉の連繫であり、祖先に互り子孫につながる連繫である。子は親の分身遺體で、其の間柄は最も近親である。斯點に於て親子の關係は特別である。其の愛撫思慕の關係は自然的本能的で又特別である。この特別なる親子關係に重きを置くことが我が家族制度の特色で、永遠なる共同生活への寄與である。

子は一家の跡目である。昔に一家の跡目であるばかりでなく、實に國家社會の一員としての跡目である。されば親として子を養育し、之を獨立の社會人とし、健全なる國民たらしめることは、國家社會に負ふ處の務でなければならぬ。

この故に親は先づ子の養育を完全にし、其の心身の養護發育に留意すること、教育を施して心身の健全なる發達を計り、其の長所能力を充分發揮させること。職業の選擇を指導し、將來の業務を與へて經濟上の獨立を得させること。子の婚姻に關して意を用ふることは、その主

なる本務であるが、斯くして親は子が將來世に立ちて活動し、社會の發達に寄與貢獻し得られる人物たらしめることで、畢竟子の人格を完成せしめる様に導くことである。

家族制度は家を中心とし、親を基として子女の生活を律せんとするより、或は偏狹に陥り、或は早くから樂隱居を欲し、遁世氣分となりて不生産的の趣味三昧に耽るが如きは、我が國社會の弊風と言ふべきものである。この偏狹古陋の弊風に墮して時勢に疎く、子の立場にも同情し得ない如きは、親として深く顧るべきことである。

3 親 權

親權は共同生活の機能を全うさせるために親に對して附與された民法上の權利である。この權利は權利の爲めの權利ではなく、親としての義務を遂行させる爲めの權利である。即ち未成年の子を保護して、之に危害の及ばざる様監護し、及び教育を爲し、又必要なる範圍内に於て其の子を懲戒する。之が親權であつて、子は成年に達し、且つ獨立の生計を立つるに至るまでは、其の父の親權に服する。父が知れない時、又は死亡したとき、又は親權を行ふこと能はざるときは、家に在る母が親權を行ふ。故に親權は要するに、法律によつて父又は母が、其の家



に有る未成年の子に對して有する、權利の總稱である。更に親權は一に子のため永遠の生命の持續である我が家の爲めに附與された權利であるといふことが出来る。

4 後 見 制 度

未成年の子に親權を行ふ父母なく、又父母があつても親權を行ふことが出来ない場合に、其の父母に代つて其の家の未成年者に對し、監護、教育、財産管理等親權を行ふ父母と同一の權利義務を行ふ者を後見人といふ。後見人たるべき人には親權者の遺言による指定後見人、指定後見人なきときは、法律の定むる所によつて當然後見たるべき法定後見人、指定後見人、又は法定後見人あらざるときは、親族會が選定する選定後見人の三種がある。

5 兄 弟 姉 妹

(一) 兄弟姉妹 兄弟姉妹は同じ父母の血を分ち、祖先の遺體を承けたものである。最も近く之を遡れば同じ親に歸し、又其の以上に遡れば一の祖先に歸する。親子は縦の關係で、兄弟姉妹は横の關係である。其處に先後こそあれ、嘗ては同一母の懷に同一の乳泉を掬し、等しく父母の膝下に撫育せられ、共に枕を並べて寝ね、共に食卓に箸を取り、同じ庭上に嬉戲し

たのである。其の未だ物心のなき幼時から一家の幸福憂苦を分ち來つたのである。實に家庭生活の自然的な必然的な共同生活の深刻なる事實の中に、其の恩恵によりて成長し、人と成つたのである。友愛親和の情掬すべきものがなくてはならぬ。

親族家門はこれによりて次第に繁榮し、所謂連枝の如く、同一の中心から遠心的に發展し行くものなることを深く考うべきである。

兄弟姉妹には血縁の繋がる實兄弟の外、義理の兄弟姉妹がある。多く婚姻によつてこの關係が結ばれる。義兄弟姉妹がそれである。従つて父母祖先を異にするも其の縁由の淺からざる、其の親族相互の關係に於て、親和すべき道に異なる所はない。

(二) 兄弟姉妹の親和 兄弟姉妹は五指の如く、其の近親關係は全く不可離の仲である。五指相合し相助成して親和するは、自らなる至情である。

兄弟姉妹親和の道は即ち友愛である。友愛とは相互に親愛すること、兄弟は同情、寛容の徳を以て弟妹を愛憐し、弟妹は温情、敬愛の眞心を以て兄弟に順ふのをいふのである。兄弟姉妹の友愛は、家庭道徳として共に履行すべき要道である。

兄弟姉妹は父母を同じくするが故に、同列の關係に置かるゝものであるが、併し其の間に自ら長幼の序がなければならぬ。之を紊るとき家庭生活は秩序を缺き和親を害する。されば弟妹は兄弟より學業進み、地位向上することあるも、兄弟を凌ぐことあつてはならぬ。兄は郷土にありて農耕に従ひ、弟は他に出でて學に就き、或は財を積むに至るも、常に禮敬を以てして謙讓の道を忘るべきではない。

兄弟姉妹は互に相倚り相助け協心協力、以て事に當つて行かねばならぬ。一矢は折れ易く束ねたる矢は強力でも折れ難い。悲しきも猶「親身の泣寄り」「牆に闚くも外侮を禦ぐ」を以て友愛の情とする。

兄弟姉妹が互に情誼に富み、友情に厚く、親和を以て相寄り相助けて行くことは、聽て郷土を初め、社會民人の間に敦厚の風を移し、共同偕和の俗を成す始めである。

然れども妄りに依頼心を起して、兄弟姉妹の手にすがり、或は懶情にして業に荒び、遊治放蕩に身を持ち崩して、兄弟に迷惑を及ぼすが如きは斷じて爲すべからざる行爲である。互に相寄り相助け合ふは友愛の道なりとはいへ、各自は各相戒めて自主自立迷惑を及ぼさざる

様心掛くべきである。

家

四 戸主、家族

1 戸主

家は戸主によりて統督せられる共同生活の團體である。家あれば必ず戸主ありて家族を統轄するのである。我が國の家族制度は現在のみならず、過去未來を通じての存続なるが故に、一家の家長たる戸主の地位は頗る重大であると言はねばならぬ。

2 家族

民法は戸主の親族にして、其の家にあるもの及び其の配偶者を家族と規定してある。其の家にあるとは戸主の戸籍内にあることである。故に母親や、戸主の妻や子や、兄弟姉妹（戸籍内にある）やは家族である。下女下男は民法の上からは家族ではない。然れども同一家屋内にあつて共同生活に参加して居るのであるから、己の責任を主家のために充分に盡すと共に、主家は又家族同様に待遇せねばならぬ。

3 戸主の務、戸主権

戸主は一家の主柱である。一家の家風、財産はこの人によりて保持される。民法に従へば戸主は其の家の氏を稱し、家族の居所を指定し、家族の婚姻、養子縁組等に同意を與ふる等、所謂戸主権を行ひ家族を統轄し、外部に向つては家を代表すると共に、家族に對し扶養の義務を負ふ。又家族の後見人保佐人となり、家族の禁治産、準禁治産の宣告請求をなし、家督相續人の指定、廢除をすることが出来る。戸主の權利義務を總稱して之を家督とも言ふのである。

深作博士は我が家族制度に於ける家長の任務の主要なるものとして、左の事項を擧げられて居る。

(一) 家風、家法、若くは家憲を維持すること。

(二) 一家の傳統及び名譽を維持すること。

(三) 祖先の祭祀を行ふこと。

(四) 祖父母、父母、妻子を養ふこと。

(五) 子女を教育すること。

家

- (六) 法律上の権利を行使し、義務を遂行すること。
 (七) 郷黨、親族等と交際すること。
 (八) 財産を保護すること。

4 家族の務

家族も亦其の家の氏を稱する。戸主の扶養を受け、自己の得たる財産は特有することが出来るが、家族は戸主権に服従すべき義務を負ふ。即ち其の婚姻、養子縁組、分家、廢絶家再興、他家の相續或は居所の變更をなす等の場合は、戸主の同意を得ることを要する。若し是等に對して戸主の意に反する時は、戸主は其の家族を離籍し、又は復籍を拒絶し、或は扶養の義務を負はないことが出来る。

民法第九百五十四條 直系血族及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲナス義務ヲ負フ

夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊屬ニシテ其ノ家ニアル者トノ間亦同ジ(民法第九九五條乃至九六三條參看)

5 一家の和合

家は殆んど全く血族の集りで、自然的に最も愛情に富む團體であつて、人生の最も親しい關係にあるものである。愛情なき家は慰安も團圓も得るによしなく、悲慘の極と言はねばならぬ。共存共榮は、共同生活の何れにありても當然の道であるが、家に於て最も深甚なる意義が存する。即ち家族は其の榮譽幸福を俱にすると共に、又如何なる憂苦艱難も甘んじて之を共にしなければならぬ。榮枯盛衰によつて去就することを許さない。

一家擧りて父母長老を敬愛し、孝養につとめ、祖先を尊び、夫婦相和し、兄弟友愛なれば、家中秩序あり、和氣充ち、自然と善良の家風をなし、家道賑ふに至る。家に一人の道徳者ありて名を擧ぐる者あれば、一家一門の榮譽となり、一人の不健全者、不眞面目者あれば、家名を汚して平和を紊るに至る。即ち家族一人の禍福榮譽も、家族全體の禍福榮譽となるのである。

積善之家、必有餘慶。積不善之家、必有餘殃。(易經)

要之一家の和合は家族の心の和合にして、一家繁榮の基であると共に國家社會の和合繁榮の基となり。一家敦厚の美風はやがて廣き社會の親和敦厚の美風をなす基となる。

欲レ治ニ其國ニ者先齊ニ其家。欲レ齊ニ其家ニ者先脩ニ其身。(大學)

五 夫婦、親族

1 夫 婦

夫婦の結合は人類共存の法則によるもので、親族關係家國繁榮の起源である。即ち夫婦關係が源泉になつて、一家が成立し、親子、祖孫關係、兄弟姉妹、親族關係が生じ、一家一門の關係があらはれ、國家社會の共存團體が出現する、社會の基礎である一家の健全は、實に其の一家成立の起源たる夫婦關係の良否によりて決せられる。故に夫婦關係は最も正しく、且つ混然たる融和でなければならぬ。

夫婦相和とは、この混然たる融和をさすのであつて、其の關係は異體同心でなければならぬ。この異體同心は相互に敬愛し、信じ合ひ相助け合ふことによりて成立する。夫は一家を主宰し、外に對して家を代表する重き責務を有するが故に、剛毅、果斷、寛容の徳あるべく、妻は溫良にして従順よく内助の功を收むることにとめねばならぬ。従つて夫は專恣横暴の振舞あるべからざると共に、妻は依頼に過ぎ盲從に流れてならぬことは言ふまでもない。

一夫一婦は天理の自然に基く大道である。夫婦相互に性行を慎しみ貞操を守つて、一家の秩序と、社會の風紀とを純潔にして行かねばならぬ。從來我が國は二夫を更へざるを以て婦徳とし、女子の貞操につきて最も強く訓へられた。併し貞操は片務的に女子にのみ強ひるべきものではなく、男子に於ても亦同様に心得べきものでなければならぬ。是一夫一婦の天理にかなへ人情の自然に合致する所以であるからである。別して血氣盛なる青年は猛省しなくてはならぬ事である。

(一) 婚 姻 夫婦の關係は婚姻によりて成立する。婚姻は國法の認めたる一男一女が終生の結合であるばかりでなく、實に天理に合致したる結合である。従つて人生の一大盛事であつて又大禮である。之によつて其の身に一新紀元が劃され、共存共榮たる家族制度の眞の組成分たる意義を持つことになり、單に其の身一身の幸不幸のみならず、實に國家社會の隆替に關する意義を持つことになる。故に其の配偶者の選擇と言ふことが最も注意を要することになる。

配偶者の選擇

婚姻は人間一生の重要事であるから、その配偶者の選擇には最も慎重の注意が要る。決して輕忽にすべきものではない。左に注意の要點を擧げて見ると、
常事者に關して

- (1) 男女相當の年齢に於てすること。
- (2) 身體性行。
- (3) 職業の如何。
- (4) 教育の程度及び成績。

其の他

- (1) 當事者一家の事情を省察すること。
- (2) 父母長上の意見を聞くこと。

等に注意し、選擇よろしきを得ることである。

從來に於ける我が國結婚の弊

- (1) 本人の人物、才能、健康に餘り重きを置かざること。

(2) 門地や財産の方面に焦慮すること。
(3) 持參金の多きを望むこと。
(4) 近親結婚が行はるゝこと。
(5) 當事者の相識の間ならずして父兄が取り極めること。
(6) 媒介者の虚構の詞に乗つて調査を疎にすること。
之を要するに婚姻は本人を中心として、人物本位に決せらるべきものであるが、周囲の事情の爲めに左右せられて居る例が少くない。此の如き選擇では、結婚の本義に悖つて居ると言はねばならぬ。

今左に生活改善同盟會の婚姻の改善事項を掲げやう。

- (1) 結婚をなすには、徒に家格家産等に重きをおかず。主として相互の人格、品行、體質等の調査を嚴密にし、且つ本人の意志を尊重すること。
- (2) 婚約前には互に相識の機會をなるべく多く作ること。
- (3) 結婚費は年収の三割以下が適當である。

- (4) 新婦及び婿養子の入籍手續は、結婚式舉行と同日に之を行ふこと。
- (5) 結婚式は自宅又は神聖の場所に於て行ふこと。
- (6) 結婚の披露及び其の前後に行ふ儀式や宴會は、簡略を旨とすること。
- (7) 結婚式には普通の禮服を用ひ披露の席上、新婦の色直し(着換)を廢すること。
- (8) 虚飾的祝儀品及び土産物を廢すること。

(三) 婚姻の成立

婚姻をなすには、男は滿十七年、女は滿十五年以上なること。直系血族三親等内の傍系血族、直系姻族との間に於ける等の近親にあらざること。子は其の家にある父母の同意を得ること。及び戸籍吏に婚姻届出をなすこと。等は其の必要な條件とする。

婚姻は届出によりて成立する。故に其の手續を終らない限りは、所謂内縁關係にあるもので、正式の妻たり夫たることが出来ない。將來に改善を要することである。

婚姻の要件

- (1) 男女相互の承諾あること。
- (2) 男は滿十七年、女は滿十五年に至らざれば婚姻を爲すことを得ない。

- (3) 配偶者ある者は重ねて婚姻をなすことを得ない。
- (4) 女は前婚の解消、又は取消の日より六ヶ月を経過したる後にあらざれば、再婚をなすことを得ない。併し分娩後なれば此の規定を適用しない。
- (5) 姦通によりて離婚又は刑の宣告を受けたる者は、相姦者と婚姻をなすことを得ない。
- (6) 直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族間にあらざること。
- (7) 養子、其の配偶者、直系卑族、又は其の配偶者と養親、又は其の直系尊族間にあらざること。
- (8) 男は滿三十年女は滿二十五年に達しない迄は、子は其の家にある父母の同意を得ること。尙ほ家族の婚姻は戸主の同意を要すること。
- (9) 當事者双方及び成年の證人二人以上より、口頭にて又は署名したる書面を以て戸籍吏に届出ること。
- (10) 婚姻の届出は、夫の(入夫婚姻又は婿養子縁組は妻の)本籍地に於て之をなすのである。

(三) 離婚 配偶者の生存中、一旦成立せる婚姻を絶つのを離婚と言ふ。通俗に離縁といふのは誤でなる。夫婦は其の協議を以て離婚をなす事が出来る。但し滿二十五年に達せざる者が協議上の離婚をなすには、其の家にある父母の同意を得なければならぬ（詳細民法八〇九條參看）又配偶者が竊盜又は詐偽取財等の罪を犯し、或は他の一方より虐待を受けたるときは、裁判所に訴へて離婚をなすことを得るのである。（民法八一三條參看）

2 親族

(一) 親族 親族と稱するは、民法上は六親等内の血族、配偶者、及び三親等内の姻族を云ふのである。血族とは、自然の血統の相連るもので、之に直系傍系の二種ある。父母、子祖父母、子孫等の如く系統の縦に一直線に相連れるものは直系で、兄弟、伯叔父母の如く、自己或は直系尊族の兄弟姉妹より分岐するものは傍系である。直系血族にして父母、祖父の如く自己の出でたる血族を直系尊族と言ひ、子孫の如く自己より出でたる血族を直系卑族といふ。傍系血族にありては伯叔父母の如きを傍系尊族、甥姪の如きを傍系卑族といふ。即ち尊族卑族の稱は系統上の上位、下位を示すものである。

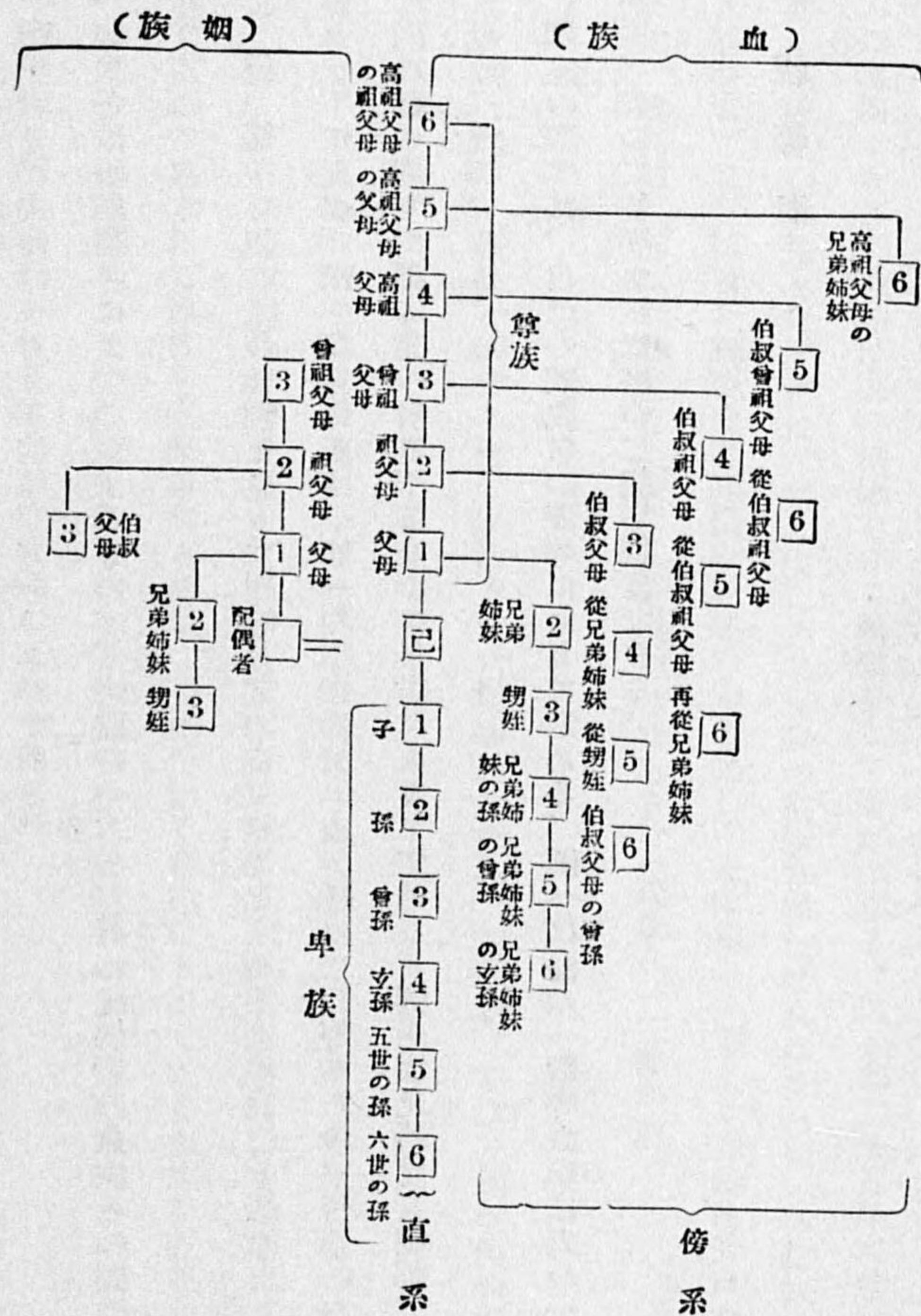
配偶者とは夫婦の一方より他の一方をいふのである。

親族とは婚姻關係によつて生ずるもので、夫婦の一方と、其の配偶者の血族との間の關係を言ふのである。

(二) 親等 親族間の世數を算へて親等を定める。親等を定めるには自己を起點として、直系上下に及ぶ。例へば父母及び子は一親等、祖父母及び孫は二親等である。傍系にありては同始祖に溯り、更に其の者に下るまでの世數によりて定める。例へば兄弟は二親等、伯叔父母は三親等である。

姻族の親等は、自己の配偶者の親等によりて定める。例へば婦の一親等血族は夫の一親等姻族、夫の二親等血族は婦の二親等姻族である。

(三) 親等表



(四) 親族間の交際

血族の如く家を同じくするものは勿論、總て親族は最も特別の緣由に
 つながるものなれば、互に親睦懇篤を旨とし、祖先を祭り、吉凶禍福、相共にし、不時相救
 ふは當然の務である。親族には其の間長幼尊卑の別あり、又自ら關係の近遠がある。長幼の
 序を守り、尊卑の禮を正し、互に秩序を失はぬやうに心懸け、相構へて非禮侮蔑の振舞があ
 つてはならぬ。

親族は貴賤貧富によりて交りを異にし交際を二にしてはならぬ。名門良家に對しては極め
 て薄きゆかりを求めて親族と稱して誇り、不幸不遇の者に對しては近親關係にありながら、
 去つて之を顧みざるが如きは人情に悖るものである。

親族が互に親和し扶助し合ふは人生の常道であるが、尙國法は茲に規定を設けて其の務を
 遂行させる。即ち親族にして自己の資産又は勞務によつて生活をなし、又は自己の資産によ
 つて教育を受くること能はざる者に對して、近親者は之を扶助しなければならぬ。之を扶養
 の義務といふ。

(五) 親族會

親族會は親族及び其の家に緣故あるものの中より裁判所が選定して成立させ

る。會員は三人以上にして、後見人及び後見監督人の選任、免黜、家督相続人の選定等、重要な機關である。

六 戸籍、相続

1 戸籍

戸籍とは個人の身分事項を登録、證明し、一家の組織と所在を示し、又國民たるの分限を明かにし、行政上其の屬籍關係を確定する事務を云ふのである。

一家に戸主たり、其の内に親たり、子たり、家族たるの身分が明確となり、家の組織及び興廢が判然し、且つ吾等が、日本國民籍にあること等が證明せられ、公示せらるゝのは、皆戸籍によるのである。凡そ個人の權利義務に關する事は、最も重要なことで、それは殆んど悉く其の人の身分に基いて發生すべきものであるから、國家は戸籍法を設けて、之が嚴正を期するのである。

(一) 戸籍簿 戸籍は、市町村内に本籍を定めた者について、戸主を基本として一戸毎に之

を編制する。戸籍に關する登記の公簿を戸籍簿といふ。戸籍簿は戸籍の屬する地番號の順序によつて編綴せられる。

戸籍には家の所在を地名番地によりて明かにし、戸主、家族の氏名、族籍、生年月日、家族關係、親族關係等を記載して、一家の組織及び臣民としての分限を明かにし、且つ届出ある毎に、其の届出に基いて之を記載し、又其の戸籍中より除くべき者あるときは、之を抹消し整理して置くのである。

(二) 戸籍事務の管掌 戸籍は正副二通を設け、正本は町村役場市區役所に備へ、副本は監督區裁判所に之を保管する。抑々戸籍に關する事務は、市町村長（東京、大阪、京都の三市にありては區長）之を掌り、之が監督は町村役場、市役所の所在地を管轄する區裁判の判事の手に屬する。従つて戸籍事務は司法方面の所管に屬し、一般内務行政とは異なるのである。是前述の如く個人の權利義務は全く人々の身分關係に由つて定まることが多いからである。

(三) 戸籍謄本及び抄本 戸籍の全部を謄寫せるものは之を戸籍謄本といひ、一部を抄寫せるものは之を戸籍抄本といふ。戸籍簿は事變を避ける爲めの外は、之を市町村役場外に持ち

出すことは出来ない。併し必要に應じて、之を（戸籍簿、除籍簿、届書類）閲覽し、又は其の謄本抄本の交付を受くることが出来る。之を閲覽し、又は交付を受けんとする者は、手数料を納めて請求するのである。

戸籍謄本及び抄本の交付手数料は、一枚未滿に付十五錢、閲覽手数料は一回に付き十五錢と定められて居る。

(四) 本籍と寄留 本籍とは自己の屬すべき場所を定め、身分を登録してある所である。而して本籍の屬する地域を本籍地と稱する。本籍は之を他に移動しない限り、假令本籍地に居せずとも變動することがない。本籍外に於て住所を定め又は居所を有する者、或は本籍の分明しない者等は、法律の定むる所によつて之を寄留者とする。

九十日以上本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ハ之ヲ寄留者トス本籍ナキ者、本籍分明ナラザル者及日本ノ國籍ヲ有セザルモノニシテ九十日以上一定ノ場所ニ居住スルモノ亦同ジ（寄留法第一條第一項）

住所及び居所とはともに本籍地外のこと、住所とは法律上人々生活の本據たる場所を言ひ、

欠

欠

のであつて、豫定せられ、繼續せられて得ることの出来るものと、不規則に、臨時に得らるゝものとの別がある。賣上代、俸給、利子等は繼續性を持つものでこれを經常收入といひ、慰勞金、賞與贈物等の如きは臨時に入る收入であるから之を臨時收入といふのである。又收入其の物によつて、實物收入と金錢收入とも言ふてゐる。勞金や賣上代や俸給等は金錢收入であつて、米や、麥や乃至地方に行はるゝ米麥貸し付けで得る米麥の利子の如きは、即ち實物收入である。

(二) 収入は生活の基礎 一家の収入は家族全體の生活の本である。我等は各々其の職業に勤み、所謂勤儉力行、収入の増加をはかり、生活の安定を策さなければならぬ。収入の増加を圖ることは各人の將に努むべき事ではあるが、其の方法に到つては飽まで正しき道によらなくてはならぬ。人情に悖り、義理を忘れ、社會を毒し、不正、不義、不徳を敢てして憚からざるが如きは、徹頭徹尾之を排し、穢れたる金錢は之を身につけぬ様心掛けねばならぬ。額に汗し正しい勤勞所得によりて生活することは人間の本務である。

2 生計費

生計費は一家を保ち、家族の生活を完うするに要する諸種の入費である。再言すれば吾等の生活には食料費、被服費、住居費を始め、教育費、交際費等缺くべからざる出費を要する。これ等日常の生活に要する費用を總稱して生活費といふのである。生活費には食料費、住居費、教育費の如く日毎月毎きまりきつて支出せねばならぬ經常費と、醫療費、旅行費、寄附金等の如く臨時に支出せねばならぬ臨時費とがある。

(一) 家計の要諦

生計費は所得収入の如何により、又は社會發達の程度により各相異なるものであるが、何れにしても入るを計つて出づるを制すると言ふことが一家生計の要諦である。一家の収入に留意し、之によりて支出を制限し、一家生活の安定を計つて行かねばならぬ。漫然たる支出をなすことは、一家に借財を起し破滅に導くもとなる。收支を計りて合理的生活をなすことは、思慮ある人々の將に努むべき生活でなければならぬ。

(二) 豫算生活

合理的生活をなすには收支を豫定し、家計簿を備へて出納を詳かにし、一定期間の生計を規制整理して行かねばならぬ。かくの如くすることを豫算生活といふのである。即ち年又は月毎に收支を豫定し、實際の收支は家計簿に記入し、豫算と對照して家計を

整理して行く。しかして年末若くは月末に至り決算して反省考査すれば、次期の豫算は正確に近く、生活は安定を得るに至るのである。のみならず豫算生活をなすによりて、吾等は物品の選擇、購入、節約上種々の教訓を受くることになるものである。

今茲に家事經濟上、注意すべき事項を列舉しやう。

- (1) 學家一體となつて家業に勉め、生産の増加を圖ること。
- (2) 收支に豫算を立て「入るを計つて出づるを制する」こと。
- (3) 収入の一部は必ず之を天引し、臨時収入と共に基本財産として蓄積し、一家生計の基礎を鞏固にすること。
- (4) 教育費、婚嫁費、税金及び高價品の購入費等は、之を特別會計として、豫め積立てること。
- (5) 應分消費を標準とし、勤儉貯蓄につとめ、虚飾處榮を戒めること。
- (6) 衣食住に要するものは實質本位とし、而かも廉價に購入する方法を購すること。
- (7) 必要に迫られざる物を購入せざること。

- (8) 一家の金庫は唯一とし、收支の統一をはかること。
- (9) 現金買を原則とすること。
- (10) 生計費を記帳し、常に豫算と照合省察すること。
- (11) 諸物の性能を盡さしめ、力めて廢物を利用すること。
- (12) 奢侈と共に吝嗇も亦惡徳なり。餘財は家の爲め國家の爲めによく活用すること。
- (13) 經濟は常に整理し置くこと。

「家計は削るほど太る」(逓信省貯金局標語)

(三) 物品購入の注意 家計を整理し、節約して行く上に大切な事の一つは物品の購入である。

- (1) 餘分の購入を避けること 季節的な食料品は安價に購ふことが出来るので、兎角入用以上に買ひ溜めして置くことになり易い。この買ひ溜は頗る不經濟のものである。のみならず物品其の物が古くなり、美味を缺き滋養價も低くなる。よく注意して必要なる數量丈けを購入すれば、安價にして新鮮、且つ美味にして滋養價の高いものが得られる。

工業的生産品は最も標準的の物を買ひ入るべきである。標準的の物なれば品質も堅實で價格も低廉、且つ修繕にも利便である。

- (2) 常に物價の高低に注意すること 物價の高低に無關心なるより、思はざる高價の物を押し付けられ、奸商にしてやられて、不快不滿の悔恨にからるゝばかりでなく、不覺の損失を招くことなしとせない。別して生活必需品に對しては常に市價に注意し、現物をよく檢べ、奸商の射利的辣腕から脱かるゝことが肝要である。

- (3) 掛買ひを避けること 經濟的生計法は現金買ひに如くはない。現金買は、現物を比較して良否判定の鑑識眼を養ひ、低廉なる出費にて家計を切り盛りし得らるる最良の方法である。

- (4) 公設市場の利用 公設市場は市價の均衡を計り、良品を安價に提供し、且つ各所を探し廻る繁を避け、數多の購買を容易ならしむる趣旨より設立せられたる機關である。従つて之を利用することは、家計上良好の結果を生むことになる。

組合或は其の他の方法による共同購入の方法も、又一家の生計上採るべき方法の



るを失はない。

(5) 自給自足の道 現代は分業發達し、社會的に有無相通する社會的生産時代である。故に古の如く自給自足の經濟を固守することは到底出來得ない。然れども物によりては半製品又は材料を購入して、これに創意を施し、仕上げをして使用することは經濟上利益なしとはしない。されば節約的家計をはかる上から、出來得る範圍内に於て、自給自足の心掛けをなすことが肝要事である。

(四) 計量と生活 吾等の日常生活に緊密なる關係あるものは、貨物の分量を測定することである。吾人の經濟生活が自足自給の時代を過ぎ、實物交易を不可能とする今日に於ては、價格と數量とは嚴に決定せられねばならぬ。又財の消費を節し能率の増進を計るには計量することが大切である。夫は有形的な長短、容積、重量、多寡を初め、無形的な電力、馬力、溫度、壓力、乃至時間等に關しても皆然りである。吾等の日常は計量を外にしては行はれない。世の文化の行進、經濟活動の敏活に赴くに從ひ益々其の必要を加へ、確實嚴正を要求するに至るのである。

然るに從來我が國民は計量に關する觀念薄く、又計量道德にも缺けて居る。従つて生活上有形無形の冗費を生じ、能率を減退し、一家の生計にも隨分不經濟が多い。日常は殆んど經驗的な手加減や目分量で濟ませる場合が多く、家庭に度量衡器を備ひ付けて計量するやうなことは極めて少ない。是一般に數的觀念の不進と、文化生活に不馴な結果で、爲めに不知不識の間に失ふ費用は尠少ではない。次には社會萬般の事物が、計量的に組織的に出來て居ない事である、一つ品にも寸法に不同があり、同じ反物でも丈尺が合はない。殊に日用品其の他商品の實量が、表記量に對して不足のことである。賣買に商人は客の面前で秤目を盗み、穀液を計るにも九立の物を十立に斗る底の者が商賣上手と心得、買手は品物の價格は努めて値切るけれども、量目の上ではよく誤魔化されると言ふた風が今尙行はれる。かくては社會の秩序を亂り、度量衡の權威を冒すもので、個人としては取引上の信用を失し、之を貿易上に用ひたら、啻に商權に影響する許りでなく、國勢の消長にも關することになる。速かに改善せねばならぬ弊風である。

我が國は度量衡の正確を期する爲め、法令の定むる處により検査取締りに任じ、近來著し

く改善せらるゝに至つたが更に吾等は社會生活の全般に亘つて計量觀念を正しくし、以て生活の合理化を圖らねばならぬ。

二 勤儉貯蓄、保険

1 勤儉貯蓄

勤勉職業に當り生産を豊かにし、生計資を潤澤ならしめることは、特り自己を潤すばかりではなく、廣く家を潤し國家社會を富裕に導く基である。實に國家社會の興隆は勤勉力行の賜であるのである。されど吾人は勤勉力行多くの財寶を贏ち得るとするも、之を引き締めて蓄財するにあらざれば、底なき桶に水を汲み入るゝが如く、一溜りも止まる者あらざるべしである。儉素以て用を節し、浪費を省きてこそ財力として役立つべき價値を發することになる。故に勤儉の如何は産を爲すの表裏である。勤なくして産生れず、儉なくして産を爲さないのである。

「勤儉は幸運の右手にして、節約は其の左手なり」(英國語)

(一) 消費 經濟上消費といふのは、吾人の慾望を満足せんが爲に、財貨を消失すること

を言ふので、之を其の目的上から生産的消費と不生産的消費との二つに區分する。生産的消費は生産のために財貨を使用するもので、例へば收穫の目的で種子や肥料を消費する如きである。故に生産的消費は國家富強の基礎となる。不生産的消費は直接人間生活の慾望を満足させる爲めの消費で、衣食住の費の如きものである。元來人々が生産を營むのは、他日之を消費せんが爲であるから、不生産的消費は經濟活動の最終目的である。個人にありても、國家にありても、消費の増加し其の性質の進歩するのは、其等の繁榮向上を示すもので、強ち咎むべきではない。されど消費のみ増加して生産が之に伴はなければ、資本となるべき財貨が減少して、國家の發達が阻害されることになる。故に生産を營むにも最少限度の生産的消費を以つて最大限度の生産を擧げ、不生産的消費に於ては、努めて其の一定限度を超過しないやうにせねばならぬ。

今不生産消費を其の用途性質の上から分つて見ると、(1)衣食住等吾人の生活上缺くべからざる消費即ち必要的消費、(2)社會的地位を保つ爲の應分的消費即ち地位的消費、(3)分度を越した即ち奢侈的消費の三となる。以上の消費は其の人の身分、地位、職業、又は社會

的狀態によりて異なるが、何人たるを問はず、吾人は努めて分度を守り、以て其の必要程度に止めた消費で満足するやうにせねばならぬ。

(二) 奢侈の弊風 一家の生計に應分消費の程度を過し、虚榮虚飾に流れ、世の流行を追ふて贅澤に奔りては、次第に其の度を失つて、出費は知らずく嵩むであらう。社會の文化の進むと共に、人々が生活の向上を來すは良き現象ではあるが、往々度を越して、華奢文弱に陥り、質實剛健の氣風を失ひ、輕佻浮薄の奴となる。慎むべきは人々の虚榮心である。

奢侈贅澤は一家の經濟に破綻を起し、家族全體の不幸量り知るべからざるものがあると共に、其の人品を傷け、健康を害する等、其の他厭ふべき結果を生ずる。大にしては、一般勤勞の美俗を失ひ、社會の風教を紊り、民力疲弊し、國家の富強を害するに至る。恐れても尙慎むべきことである。

吾人は茲に生活改善の工夫をなし、益々勤儉産を治むの美風を養ひ、奢侈的消費をつゝしみ、以て一家生活の安定をはかると共に國家産業の發達に貢献しなければならぬ。

(三) 貯蓄 人生には不時の出費を要することがある。家族の病死、天災地變の不幸、或

は失職、物價の暴騰等、何時生活上の變調に遭遇せぬとは限らない。かゝる際不斷の貯蓄に乏しければ、一家の離散、一家の破滅等、悲惨の憂苦を見なければならぬ。かゝる場合に當惑しない爲には平素の準備が入用である。即ち分度を定めて平素収入の幾分を割きて、之を貯蓄して置かねばならぬ。この蓄積を貯蓄と言ふのである。貯蓄は實に吾人の生活を安定せしむるに缺くべからざるものである。昔に一身一家の安定ばかりではない。社會國家の安定も此に基し、産業の興隆、經濟全體の發達、國運の進展も此に基するのである。

されど節約貯蓄は、必要を廢して蓄積するの謂ではない。無駄を省き、無意義の費を止めて貯蓄することである。之を吝嗇と混同してはならぬ。當然なすべき家の事や國家社會の事も節して、徒らに消極退嬰に陥り、諸事萎靡して振はざるが如きは、節約貯蓄の眞意義を誤れるものと云ふべきである。

(四) 貯蓄の方法 貯蓄の方法は種々あるが、先づ郵便貯金、信用組合預金、銀行預金、信託會社、公債及び確實なる株券社債等の應募、確實なる無盡講の加入等が其の重なるものである。これらの制度を利用して貯蓄することは、一は自己の財産に利子を得て保管すること

となり、一は社會の生産業に使用せしめて、資本の潤澤、金融の圓滑となり、社會國家事業の發展を助長し、相互扶助の惠與を計ることとなり一舉兩得の奉公が出来ることになる。

銀行預金には定期預金、當座預金、小口當座預金がある。定期預金は當座預金に比して利率が少しく宜くなつて居る。

有價證券（公債、社債、株券等）の賣買價格は、經濟界の動搖、發行者の信用、企業の性質等により額面額と、其の時の相場との間に開きがあり、且つ常に騰落を免かれぬものであるから、之が賣買には慎重な注意を要する。若しこの注意を缺くときは意外の損失を招く事がある。

信託會社は金錢または有價證券の保管運用を行ふものであつて、これも一般に利用されるやうになつた。

2 保 險

吾等の生活中には天災地變、火災、病魔、盜難、傷害等、不時に不測の災害がある。この不測の災害により受くる損害を、成るべく輕減する爲めに、多數の團體員が連帶して其の損害を分

擔し、補填する目的を以て組織された經濟的組織を保險と言ふのである。保險加入者は一定の保險料を納め、保險契約に定められた事故が発生したるとき、又は契約満期の際、被保險者又はその指定したる者が保險金を受取るのである。

保險の効益は人類共存の意義に基き、相互共済の道によつて其の危険を救ひ、安んじて生活を完うせしめるにあるが、又他面には貯蓄の一方法で、自己を利し人をも益する。殊に生命保險は、人々に老後、死後の安慰を與へて生活の安定を得しめるものであるから、収入の幾分を割きて適當の保險を附し置くことは、一家を保つに必要なことである。

(一) 保險の種類 保險事業には公營と私營とある。今我が國には政府の經營に依るものは簡易生命保險と健康保險とあるのみで、他は總て私營である。而して私營には、相互保險と營利保險との二種がある。相互保險は組合企業で、被保險者は同時に被保險人を以て組織し、組合員の相互共済を目的とする。營利保險は企業で資本者の株式組織により、營利を目的とする。故に相互保險は其の性質として出来るだけ保險料を輕減し、組織員の利益を計らんとするより、最もよく保險の本質を發揮するものである。之に反し營利保險は會社の利益を主

とするより、契約には最も安全なるものゝみを承諾し、却つて保険を必要とする者に及ばない等の缺點がある。我が國の現在では相互保険は甚だ少なく、多くは營利保険に屬するものである。

保険は其の目的によりて生命保険と、損害保険の二種とすることが出来る。

(1) 生命保険 生命保険は人の生命又は健康に對する保険で、普通生命保険、終身保険、養老保険、徴兵保険、傷害保険等がある。

(2) 損害保険 損害保険は物の損害に對する保険で、今日我が國では、火災保険、海上保険、運送保険、信用保険等がある。

(3) 簡易保険 簡易保険は政府の經營するもので、郵便局に於て之を取り扱ひ、終身、養老の別がある。身體検査を行はず加入の手續きが簡易である。保険金額は最低貳拾圓、最高四百五十圓で保険料も細分して月掛とし、その積立金は法規により、小學校建築費、上水道施設費、其他公共事業の低利資金として融通せられ、又保険契約者にも貸付けられる。簡易保険は収入の豊かでない者にも僅かの用意によつて加入することが出来、且つ被

欠

欠

第四章 職業

第二 教材の解説

一 職業と人生

1 自然界と活動

職
業

春は草木芽ばへ百花其の妍を競ふ。秋は黄金の穂波の打靡く萬斛の稻田や、萬果の壘々として熟するを見る。蟻蜂の群は、其の群居生活の本能に基いて炎天の下に、營々として立働き、牛馬雞犬の類又其の能に従つて勞役に服する。蓋し活動は自然界の理法であり、生物の本能であり、任務であるからである。殊に人間生活にありては（働）くと言ふことが最も意味あることで、我等は眞に自覺ある活動によつて、始めて人間としての價值を見出し得るのである。

2 職業の眞意義

人間の自覚ある活動、是即ち吾人の職業である。我等は自己の職業によりて一身一家の爲め其の生計を維持し、社會國家のために共存共榮の實を擧げ得る。即ち職業は吾人に生計の資を給し、經濟の獨立を得させ、自立自營の途を與へると共に、社會國家の圓滑なる共同生活と富強とを將來するのである。この意味よりして職業は生活の手段、衣食の方便なりとするは、未だ其の意義を十分盡さざるものである。寧ろ吾人の職業は人生の目的其のものであり、共同生活體たる社會生活の使命である、言を換へて言へば天與の使命であると言ふべきである。

3 職業は人生の本務

職業はかかる重大なる意義を持つ故に、貴賤貧富の別なく働き得る能力のある者は、何人たるを問はず、各自己に適する職業を求め、營々として努め、社會に奉仕して行かねばならぬ。かくして其の天與の使命を果す所に、人格の向上完成があり、人生の本務を完うすることが出来るのである。

我が國には從來、祖先の遺産家産に寄食して一定の職業を持たない所謂無職なることを以て

誇とし、人も亦之を羨み、營々として職業に勞することを耻の如く心得て居る習俗がある。かかる者は、眞に職業の使命を知らざる、人生の意義を感得せざる社會の寄生虫として排斥せらるべきものである。

二 職業の選擇

1 職業の種類

自足經濟時代は所謂自給自足で衣食住より足袋履物の類に至るまで皆手製に成り、殆んど原始的のものであつたが、人智進み生活状態が複雑となるに連れて、各自生活上の必要と、經濟上の利益の爲めに、仕事の種類を分ち、作業を分割して之に従事するに至つた。之即ち社會的分業法である。社會に於ける職業的分業は、單に直接生産を業とする農工商に限らず、學術技藝に關するもの其他精神を勞する職業の者、筋肉勞働する者等皆然りである。約言すれば今日百般の職業は、社會上の分業組織の發達した結果から生じたものである。この分業組織によりて、社會全般として有無相通じ、長短相裨補して行くのである。故に吾人は其の長所に就て

業務を分擔し、其の能力を發揮して、先づ自らの職業の上に改善と進歩とを計らなければならぬ。然らざれば世の文化を促進し、多衆民人の幸福を招來することが出來ない。

我が國に於ては國勢調査上、職業を大分類して、農業、水産業、鑛業、工業、商業、交通業、公務及び自由業、家事其の他の産業、無業の十種に大別し、更に中分類四十一、小分類三百七十六種に分類して居るが、精密に調査すれば尙幾千幾萬の職業を見ることがなるであらう。

2 職業の自由

昔時人々の職業は所謂家業即ち自己の職業で祖先の職業を繼承し、自由の選擇を許されなかつた。即ち世襲であつたのであるが、かくては個人の才能を伸べ得ないばかりでなく、社會國家をも益することが尠いから、今日では何人も職業選擇の自由を有し、吾人は如何なる生産業にも従事し、或は公職にも任ぜらるゝやうになつた。故に各人は其の欲する所に従つて自由に職業を選擇することが出来る。

3 職業の選擇

吾等は其の面の異なる如く、其の身體才能の發達に差異あり、趣味、性能に差異がある。從

つて長所もあり短所もある。故に其の何人たるを問はず、この複雑なる社會に處して、自己の十分なる能力を發揮し社會に貢獻せんとするには、自己の身體才能、境遇等を稽へて、最も適當と認むる職業を選擇することが肝要である。この自己の身體、才能、境遇等を考へて選擇することは、最も自己の生活を意義あらしめ社會に貢獻する所以である。

4 職業選擇の要件

(一) 身體才能に適應すること 職業は個人の才能を發揮する道であるから、各自の身體性能に最も適するものを選ぶことは、何よりも先決要件である。其の身體の健否と、天稟の性能如何は、職業決定の第一關鍵である。身體の虚弱なる者が體力を要する事に就くことは出來ない。色盲者が染色業や、海員や、鐵道従業員になることは不向である。不得手に向つて修業することは、勞多くして成功は困難である。不適の職業によつて將來一身の運命を開拓することは望み難い。

「天性と職業と相適合する者は幸福なり」(ペーコン)

由來職業其のものには貴賤高下の別はない。如何なる仕事であれ社會依存の原理に悖らざ

る限り、それに従事して耻かしかるべき筈がない。唯己の長所を伸べ得らるべき方面に進出して精進すべきである。凡そ得意のものは自然興味も湧き、所謂「好きこそ物の上手なれ」で、進歩も顯著であり、能率も上るのである。

(二) 境遇を顧念すること

人は身分境遇を異にする。人生の生活が事實である以上、この身分境遇の制肘を受くることも亦止むを得ない。如何に身體才能に適應する職業であつても其の身分境遇上之を採擇し、之を習業することの出来ない場合もあるであらう。遠大なる希望に燃え、自奮自勵以て起たんとする其の精神や實に掬すべきも、遂に空想に終るなきやを顧みなければならぬ。農家は多く父祖傳來の家業である。長兄の身分に於ては、墳墓を守り祖業を繼いで、益々其の業の改善發達に従ひ、以て社會に貢獻する所あらねばならぬ。

(三) 指導を受けること

よく己れを知る者は自己を以て第一とすべきである。然れども未だ世の經驗に乏しく、且つ自己判断は往々誤りを生じ易い。故に己が一生の職業を定めんとするに當りては、先づ自ら詳かに考慮を回らすと共に、父母、長上、師友、先輩、家族等にして、平素自己の性向學力等をよく知れる人より、其の指導を受くることが、最も健實の策

である。無下に長上の言を退け、他人のおだてに乗り、或は確たる目的もなく都會に出で、事志しと反し、遂に人生の行路に踏み迷ふ等は世に其の實例が乏しくない。青年時代の、猪突的な無思慮な獨斷は戒むべきことである。

三 勤勞と研究

1 勤勞と成業

職業の選擇は成業の第一歩で直ちに成業ではない。如何に身心に適合した職業を選ぶとも、以後の心掛けが足りないでは成業は覺束ない。職業に成功すると否とは、選擇宜しきを得ると共に、其の後の従業の態度の如何に依ることが寧ろ大である。

(一) 志操の堅實なること

一旦選定した職業は、専心之に従事することが大切である。何事にも一辛胞はあるものである。辛胞しないで成る程の仕事であつたら大したものではない。兩兎を追ふものは一兎も得ず。兩た道懸けて、グラ／＼と氣迷ふは何事をも得ずに終る。轉職廢業等は萬止むなき場合にあるべきことで、只何となく他人の職業が羨ましく、自己の業

務に信念を持たないのは、職業に對する志操の堅實を缺く者で、戒むべきことである。

(二) 業務に忠實なること 専心業に忠實なれば遂に其の業を大成するに至る。而して職に忠實とは誠實にして勤勉なることである。勤勉と誠實とは家業繁昌の守本尊である。勤勉家にして不眞面目者はない筈。正直者にして勤勉ならざる者も又概ねあり得ない。昔から正直者は辛抱者、辛抱者は正直者である。下婢や、日傭人も、將た一介の天秤棒昇きにも皆左様である。之に反して怠業は職を破るの原で「紺屋の明後日」「鍛冶屋の今度」はあまり當てにならない。正直の頭に神宿る。眞に忠實勤勉なれば之に對する報酬として世の信用を得、成功の榮譽を擔ふことが出来る。之に反すれば信用を失墜する。殊に同盟罷工、怠業の如き、其の社會的損失は實に大なるものである。

凡そ世の中は物質本位のみでは生きて行けない。世の輕薄者はやゝもすれば物質本位に流墮し、參拾圓の報酬には參拾圓丈けの勞力を拂ひ、五拾圓には五拾圓丈けの勞力を拂ふと言つた様に、金錢の多寡によつて勤務の態度を二三にせんとするものが多くなつた。寒心すべきことである。何事によらず犠牲的精神の發露がなくては興隆は望まれない。この犠牲的精

神の奉仕こそ、社會共同依存の顯現なのである。

(三) 勤勞の好愛 世の正業は何れも神聖で、業其の物に決して高下はない。職業には主として精神を勞するもの、筋肉を勞するもの、又或は公職と稱する者がある。各其の長所に從つて奉仕する以上、決して之に貴賤の語を以て評價すべきではない。然るに古來筋肉勞働を輕視し、殊に近來之に従事することを厭ふ傾向あるは誠に遺憾の事である。彼の官尊民卑の思想の如きも理由のないことで、掌の柔き人決して敬するに足らず、車力を牽き水田に立つて營々辛苦する人こそ反つて尊いのである。

「掌の皮皴の皮の薄い人程面の皮が厚し」

2 職業と研究

業務は謙々ながらしたり、遊び半分にしたりしては、功率の擧がらざるのみならず、仕事其の物の出來映いも良くない。之に反して熱心に當り、忠實業に服するときは、趣味自ら其の中に湧き、精巧なる仕上げと多量の生産とを得るに至るものである。職業に興味を感ずることは、常に能率の増進ばかりではなく、更に工夫研究の追求的興味をそそり、何かと「試」み「改

職 善」を加へるやうになる。

工夫改善は、決して専門的に高級な學問の力によらずして、猶行ひ得らるゝものである。從來農具の改良や、耕作法の新しき試みや、作物品種の改良等は、悉く技師や博士の手になつたものではない、所謂篤農家、老農等の多年之に趣味を持ち、研究の旺盛なるものがあつた結果、工夫し案出されたものが尠くない。この點から考へても、平素工夫研究を怠らない様に心懸くべきである。かの農業の不振中小商工業の疲弊といふも、これが匡救の方策は、畢竟するに之に従事する者の工夫研究にあることを忘れてはならぬ。實に社會はこの工夫研究によりて改善に次ぐに改善を以てし、文化の發達が遂げられるのである。

四 職業と道徳

吾人は職業を通してのみ社會に貢献し奉仕することが出来る。社會の奉仕の最大眼目は自己の職業そのものに熱と愛とを以て眞劍に打ち込むことである。然るに我が國民は一般に共同連帶の責任を負ふ處の社會的精神に乏しきが爲め、往々粗製濫造や、品物の分量に不正のものあ

業 職

るを見るは誠に慨嘆すべきことである。之が外國貿易にありては、忽ち國の商權にも影響を及ぼして來る。これは社會に奉じ國家を愛する道ではない。しかのみならず商人が買占め、賣惜しみをなして暴利を貪つたり、企業者が利益を壟斷したり、同業者が團結して無理に生産物又は勞務の對價を引き上げたり、又同一職業者が商賣根性により、相手を倒さうとする不正競争をなすが如きは、何れも社會に害毒を流すのであつて、其の不徳は斷じて許し難い行爲である。かゝる結果は詮する所、遂に社會の指彈を受け信用を失ひ、自己職業の將來に利を失ふことゝなり、社會の落伍者となるは明かである。從來實業家の地位低く思はるゝ所以のものは、あまりに利に敏く専ら私利を計るに急なるのあまり、この連帶組織に於ける、社會の一業務を分擔するものであると言ふ志念に乏しかつた爲であると思ふ。凡そ吾人が社會に奉ずるの道は幾らもあるが、何れにしても有無相通じ、長短相裨補し、社會分業の組織に基く職業關係に於て、直接間接に、多衆公共に奉ずるの道は決して輕からざるものがある。一人其の職に忠なるが爲めに、一粒萬石の良種を得て之を全國に頒ち或は機械の改善をなして品質良好の物を廣く社會に提供し、或は物價を低廉にする等は大に社會に奉仕する所以の道となるのである。

第二 教材取扱上の注意

一 本教材の主眼點

1 職業と人生

(一) 人が職業に従事することによりて自己の才能を發揮し、人格を高め、社會國家に貢獻し社會人としての貴い地位を保有することが出来る。故に吾人の生きると言ふことは自己の職業に於て忠實に働くことである。それに依つて社會生活は豊富にされて行くこと。

(二) 社會といふも畢竟するに各人職業の有機的結合に外ならないこと。

2 職業の選擇

(一) 人はその才幹に應じて、如何なる職業にも従事することの出来る職業自由の原則が認められてゐること。

(二) 自己の趣味、性能に適した職業を選擇することは最も有意義であるが、しかしこれは理

想論なること。

(三) 社會に經驗少き青年は經驗に富んだ父兄、師長の意見を聞き、一家の事情を考慮して慎重に考慮して決定すべきであること。

(四) 一度決定した職業は、如何なる困難に遭遇するも奮勵努力、必らず之を遂行して轉々職業を變へざること。

3 勤勞と研究

(一) 働くことは吾人人類の鐵則なること。

(二) 職業に高下なく、その價値に上下なきこと。

(三) 如何なる職業も工夫研究が伴はざれば充分なる社會貢獻にはならざること。

4 職業と道徳

(一) 人は職業を通じてのみ社會に貢獻することが出来るが故に、道徳は職業を離れては他にあり得ないこと。

(二) 現今の社會は非常に密接なる有機的關係を保つが故に、一部の怠慢、過誤、不正も直接

間接に他に波及する。されば何業に従事するにも責任を重んじ忠實に勵まねばならぬこと。

二 教授上の注意

- 1 小學校の左記の教材と連絡して教授すること。
尋修六の一〇工夫 高修一の一四職業 高修二の一二業務 高修三の二〇職業 尋國讀九の六五代の苦心 同上の一三老社長 尋國讀十の九陶工柿右衛門 尋小讀十の九眞の資本 高讀(農)一の二二船津傳次平 高讀二の一農業 高讀(農)三の二四和田湖の養魚
- 2 人生の目的は職業によりて遂行せらるゝことを知らしむべきこと。
- 3 職業の選擇には十分の注意を拂ひ選擇を慎むべきこと。
- 4 轉々職業を變へるは成功を招來すべからざることを知らしむること。
- 5 無爲徒食は社會の寄生蟲と同様なることを知らしむること。
- 6 如何なる職業も工夫研究を缺いては眞價を發揮することが出來ざるものなることを知らしむること。

- 7 職業上に於ける不徳を列舉せしめて其の誠告となすべきこと。
- 8 怠慢、過誤より起る害惡を列舉せしめて誠告を與ふること。

三 設問の例

- 1 人は職業によりて人生の目的を達せらるゝ所以を説け。
- 2 職業選擇上の注意を列舉せよ。
- 3 轉々職業を變へれば何故成功せざるか。
- 4 無爲徒食は社會の寄生蟲なりとは何故なるか。
- 5 工夫研究を缺けば職に精しくない理由を説け。
- 6 職業上につき相誠めねばならぬ諸點を列舉せよ、等。

第五章 教 育

第一 教材の解説

一 人と教育

1 教育の重要性

教育は人の知徳を啓發し、情操を陶冶し、身體を育成する事業である。人は教育に依つて知識技能を收得し、徳性を涵養し、人格の向上を圖り、社會生活、經濟生活に對する必要なる素地を養ひ、能力を得、以て天賦の性能を發揮し、人としての活動能率を揚げる事が出来る。カントの「人は教育に依つてのみよく人たることを得る。人には教育に依つて作られるものゝ外何物も存しない」と言つたのは至言である。況んや今日は教育の世の中である。科學の萬能

2 我が國教育の沿革

國家の運命は國民の總意によりて左右せられ、一國の實力は其の國民文化の程度如何によつて決せらる。而して其の文化の程度は國民教育の普及如何に依つて計られる。故に近代の國家は、自體の獨立存在の爲め、又國民の福利保持増進の爲め、教育を以て重要な政務となし、銳意その向上と普及とに努力して止まないものである。

我が國は往古平安時代に於ては、公卿貴公子のために私に設けられた特別の學校があつた。然し是は各一門の子弟を教育する所で、未だ民衆の學校ではなかつたのである。近世封建時代に於ては、儒學、兵學等各藩の講堂、學館或は私塾等に於て講ぜられたが、多くは武士の子弟で、一般庶民はこれに與ることなく、民間には讀、書、算を教授した寺小屋があつて、隨意之

に入學し、僅かに日常生活の用を辨するに過ぎなかつた。故に修學教育の目的が殆んど個人的の方面にのみ存したことが明かである。然るに明治維新後は泰西の文物制度が輸入せられ、諸政の更張を圖り、文教の制度も亦彼に倣ひ、明治五年に新に學制が頒布せられ、四民等しく小學の門に入ることが出来るやうになつた。更に明治十四年五月に小學校教育綱領が公布せられ、明治十九年四月にば小學校令を公布せられた。これが現行小學校令の基礎をなすものである。

この小學校令により兒童は滿六年より滿十四年に至る八ヶ年を以て學齡とし、父母後見人等は、其の學令兒童をして尋常小學校を卒らざる間は就學せしむべきものとし、初めて小學校教育を國民の義務とせられた。明治二十三年十月新に小學校令を公布して従來の小學校令を廢止し、更に地方學事通則を定められ、關係法規は順次整備せられた。然れども當時は未だ國民的自覺乏しく、外國の文物制度の輸入にのみ急にして、思想の動搖著しく、其の弊漸く甚しかつたので、明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を煥發し給ひ、我が國民教育の根本精神を明昭せられた。降て明治四十一年からは、國運の發展に鑒み、時代の要求に基いて、當時三年若くは四年の義務年限を今日の六年に延長したのである。

かくて現行小學校令は、兒童滿六歳に達した翌日より滿十四歳に至る八個年を以て學令とし瘋癲白痴又は不具廢疾の爲め就學すること能はざる者の外は、保護者（父母、後見人）は兒童をして尋常小學校の課程を履修せしむべき義務を負ふこと。市町村は、其の區域内の學齡兒童を就學せしめるに足るべき尋常小學校を設置すべきこと、及び之に關する費用は原則として市町村の負擔たることを規定せられた。

二 家庭教育

1 家庭教育の本領は訓育にある

家庭は社會生活の始めであり基礎である。兒童は家庭に於て始めて社會生活の試練を受ける而して幼少時代の感化習慣は生涯を運命づける習性となる。三つ兒の魂百までとはこの關係を道破せる諺である。不良の少年少女は多く紊亂せる家庭より出で、偉人傑士は多く賢母より生れる。「外來の如何なる教育も、家庭にて作り上げたる人格を打破すること能はざるべし」とはポールドキンの言であるが、家庭教育の必要を説破して餘りありと言ふべしである。斯の如く

父母及び家族の子女に及ぼす影響の大なることを思はば、規矩あり統一ある家庭生活をなして、好影響を興ふるやうに児童を導いて行かねばならぬ。この父母及び家族の長者によりて意義づけられた好影響が即ち家庭教育である。故に家庭に於ける教育は、知育體育にとりても深き意義を有するが、寧ろ感情及び意志の陶冶、即ち訓育に其の本領があると言はねばならぬ。

子女を養育するは愛である。而して子女に俟つ所の徳は從順である。吾人は愛を根柢として相互依存の諸徳を啓培して行かねばならぬ。相互依存の諸徳啓培の本は、從順なる心と良習の醸成にある。從順の徳と良習の醸成は實に實行に存するのである。

我が國の美風は、祖先を崇敬し孝道を盡すにある。此の美風は長へに子孫に繼承せしめねばならぬ。故に父母は朝夕祖先を禮拜し、範を示して兒孫を導くべきである。

社會的奉仕は先づ一家への奉仕から始まる。自己の勞苦を厭はず家の内外より便所の果てに至るまで、楽しんで洒掃し、整理して一家に奉仕する父母の示範及び實行的指導は、やがて子女に勞苦を厭はず、楽しんで社會に奉仕する諸徳の基礎を作り上げることになる。

2 家庭教育は學校教育の助長をはかるに在る

學校教育は集團教育である。殊に小學校に於ては五十人乃至七十人を一學級として、一人の教師によりて擔任せられる集團教育である。個々に相異なる身體、個性及び發育遲速の差を多分に持つ多數児童を一團としたる集團教育である。如何に根氣強い、如何に巧妙な手腕を有する教師でありとするも、この相異なる多數児童の學力徳操を、同一の程度に引上げて行くことは至難の業である。否寧ろ不可能の業であると言はねばならぬ。されば一日は一日よりも其の差が甚だしくなり、其の隔りが遠くなる。我が國の教育が集團制を取つて居る以上、この缺陷は免かるゝことが出来ない。是に於てか家庭はこの缺陷に助力を興へ、成るべく其の隔りを少なからしむべき責任が生じて来る。吾に自己の存續者であると言ふばかりではない。實に社會、國家の有力なる一成員たらしめる上から生じて来る責任である。然るに従來我が國では、社會の上下を通じて、學校教育を唯一の教育機關なりとするかの如く、學校に任せきりにして敢て顧みざるの觀あるは、大に誤れることである。

常に兒童心身の發育に留意するは勿論、學校教育と連絡して歩調を一にして、家庭に於て助力を加へ、この缺陷より遠ざからしむると共に、更によき家風を作り善良なる環境を興へて、

學校教育を助長し、社會奉仕の實を擧げねばならぬ。

三 學校教育、義務教育

教育は個人の發展、個々の人格の完成を主眼とするのみでなく、社會、國家の爲めに必須の事業である。社會は之を組織する個人の力に依つて向上進展を遂げ、全體としての完成を期するものである。即ち社會國家の健全なる發達を計り、繁榮富強を増進するには、教育に依つて先づ其の社會人を向上發展せしめなければならぬ。こゝに於てか近世の國家は、何れも教育を以て重要政務となし、國民を教養し教化して、善良有爲の材たらしめ、以て國力の充實國運の隆昌を圖るのである。

1 學校教育

學校は國家が國民に對して教育を施さうとする最も組織的な且つ具案的な機關である。學校は單なる教育の場所ではない。即ち教師と生徒とより成る公的の小社會である。縦には師弟及び上級下級の關係があり、横には學友相互平等の關係にあつて協同の作業をなし、團體生活を營

んで居る。吾人は學校生活に於て眞の社會的訓練を受ける。等しく學校と言ふ公正の支配下に於て、同じ教師の膝下に修學し嬉戲するのである。其の間に於て、校規校則に従ふことは、やがて國憲國法を遵奉するの精神となり、教師及び上級者に對するの念は、他日目上の人に對する尊信の道德となり、學友に對する親愛交友の念は、社會の各人に對するの道となつてあらはれるのである。されば吾人はよく學校の社會的生活を理解して、互に知識、技能、德操を磨くと共に將來の生活に必要な尊敬、親愛、互助、協同、公正、勤勉、自治、同情、勇氣、犠牲、秩序、義務、責任等の諸徳の涵養をはからなければならぬ。

學校は一つの社會的團體である。かるが故に生命を有して居る。されば其の學校の組織體たる教師も生徒もよき校風を作つて、この生命を永遠に傳へる責任を有する。然るに上級學校に至るに従つて、時々學校騒動なるものがあるのは、誠に嘆すべきことで、畢竟學校の性質を辨へざる輕忽の所爲である。社會の改善教化を以て任すべき教育の責任と、學校社會の名譽の爲めに充分戒飭すべきことである。

2 學校教育の種類

學校は小學校より上級の大學に至るまで、其の種類は極めて多い。今これを其の程度により大別して見れば三等級となる。即ち初等教育、中等教育、高等教育である。又之を目的により大別すると普通教育、職業教育、學理教育となる。

(一) 小學校 小學校は之を分ちて尋常小學校と高等小學校の二種とする。尋常小學校は即ち義務教育にして修業年限は六ヶ年である。國民の何人も履修すべき學校教育である。其の設置並びに教育事務は、元々國の事務であるが、國家は之を市町村に委任するのである。市町村は最も特別の事情あるでなければ、其の義務を免かれることは出来ない。

高等小學校の修業年限は二ヶ年若くは三ヶ年である。今日では就學任意の教育であるが、其の目的は義務教育を卒へた兒童に對して、更に進んだ普通教育を施し國民道徳を涵養すると共に、生活に必須なる知識技能を授け、各種の事業に一層適切なる性格を得させるにある。現今尋常小學校と併置のもの多く、近時の調査によれば、單獨の尋常小學校のもの二割七分、併置のもの七割二分、單獨の高等小學校は僅々六厘に過ぎない。恰も義務教育が延長された觀がある。

抑々小學校の本旨は、教育の凡ての基礎的根本的のものである。國民全部に對する國民的、公民的の基本陶冶にある。従つて其の普及と弛張とは、其の國家社會の發展消長に重大なる關係を有するものである。

(二) 中學校及び高等女學校 中學校及び高等女學校は高等普通教育を施す所で、其の終業年限は中學校は五年、高等女學校は五年又は四年(三年となすことを得)である。北海道、府縣は土地の情況に應じて一個以上の中學校、又は高等女學校を設置すべき定めである。

(三) 高等學校 高等學校は高等普通教育を完成する學校である。是に高等科と尋常科とを置く、修業年限は七ヶ年で尋常科は四年高等科は三年である。高等學校は高等科(三年)のみを設置することが出来る。

(四) 大學 は國家に須要なる學術の理論及び應用を教授し並に其の蘊奥を攻究する學理教育である。之に常例として數個の學部(法學、醫學、一學、文學、理學、農學、經濟學及商學)を綜合して構成する「綜合大學」と、單に一個の學部のみを置く「單科大學」とある。大學豫科を修了した者、高等學校高等科を卒へた者は學部に入學することが出来る。

(五) 實業學校及び實業專門學校

職業教育の學校で實業に従事する者に須要なる知識技能を授ける學校である。其の種類には工業學校、農業學校、(獸醫學校も含む)商業學校、商船學校、水産學校、職業學校、その他實業教育を施す學校及び實業補習學校等がある。實業學校の修業年限は學科の種類土地の情況等に應じ入學資格を異にするに依つて異なり、尋常小學校卒業程度に依る場合は二年乃至五年、高等小學校卒業程度に依る場合は二年乃至三年を普通とする。

實業補習學校、實業補習學校の目的は小學校の課程を卒へて、直に職業に従事する大多數の國民に對して、人格の陶冶と實生活に必要な教育を施し、以て産業の發達立憲自治の運用に寄與し、國力の發展文化の向上に貢献せしめるにあり、要約すれば其の目的は職業的公民陶冶にある。

而して其の課程は前期後期に分ち、其の修業年限は前期二年、後期二年乃至三年を標準とする。尤も後期の課程を卒へ更に學習せんとする者には、別に高等科或は研究科などの課程を設けて一定の期間在學せしめることが出来る。尙或る一科目のみを専修せしむる専修科を

(六) 師範學校高等師範學校

教員の養成を以て目的とする學校に師範學校(府縣師範學校)高等師範學校及び女子高等師範學校がある。師範學校は小學校の教員たるべき者を養成する。之に本科及び専攻科を置き、本科を分ちて第一部及び第二部とする。修業年限は本科第一部五

年、第二部は二個年、専攻科は一年とする。入學資格は本科第一部は修業年限二個年の高

設くることも出来る。併し我が國に於ては實業補習教育に對しては、未だ義務制度を行ふに至つて居ないが、歐米列國にありては、國に依り地方に依りては、既に戦前より義務就學が實施されて居たが、戦後は更に相競ふて其の實積の向上に努めて居る。

實業補習教育は、小學教育と共に極めて重要なものであるが故に、國家は鋭意其の充實更張に努めて居る。されば我が青年子弟は世運の進展に鑑み、義務制度の存否如何に關せず、自奮自勵よく就學修養に勉め、以て其の教育の實効を收め、國民公民としての善良なる發達を遂げなければならぬ。

實業學校にして更に高等専門の教育を授ける所に、農業、工業、商業等の各種實業専門學校がある。

教員の養成を以て目的とする學校に師範學校(府縣師範學校)高等師範學校及び女子高等師範學校がある。師範學校は小學校の教員たるべき者を養成する。之に本科及び専攻科を置き、本科を分ちて第一部及び第二部とする。修業年限は本科第一部五

等小學卒業者、本科二部は男子は中學卒業者、女子は修業年限四個年の高等女學校卒業者以上を以て本體とする。

高等師範學校は、師範學校、中學校及び高等女學校の教員たるべき者を養成する。其の學科を分ちて文科、理科とし、別に東京高等師等學校に體育科、廣島高等師範學校に教育科を置く。修業年限は四個年で、師範學校、中學校の卒業者が之に入學する。

女子高等師範學校は、女子師範學校及び高等女學校の教員たるべき者を養成する。其の學科を分ちて、文科、理科、家事科とする。各科の修業年限は四個年である。師範學校、高等女學校本科卒業者之に入學する。

(七) 特殊の學校

特殊の教育機關として外國語學校、美術學校、音樂學校、醫學專門學校、齒科醫專門學校、藥學專門學校等がある。何れも中學校及び師範學校卒業者が入學し、女子の學校には高等女學校卒業者の入學が出来る。

尙盲人の爲めに盲學校、聾啞者の爲めに聾啞學校がある。共に其等の者に普通教育を施し其の生活に必要な特殊の知識技能を授ける學校である。

(八) 其の他の學校

文政に關する事項は文部大臣の管轄する所なるも、文部省所管以外にして軍人を養成する學校に、陸軍には陸軍幼年學校、陸軍下士學校、陸軍士官學校、陸軍大學校、海軍には海軍兵學校、海軍機關學校、海軍大學校、其の他各兵科に屬する諸學校、農林省に高等水産業者を養成する水産講習所、内務省に神官神職を養成する神官皇學館、宮内省に華族の子弟を教育する(華族の子弟にあらざるも入學を許さる)學習院及び女子學習院、外務文部兩省に屬して在外邦人の教育の爲めに設置する在外指定學校、(小學校、中學校)又專門學校程度の者に東亞同文書院(東亞同文會の設立)日露協會學校(日露協會の設立)がある。

3 義務教育

國家が國民として受くべき基礎的教育を學校兒童の保護者に強要する制度、これが即ち義務教育である。蓋し基礎的教育は各人が個人及び國家の一員として生存するに缺くことの出来ない教育であるからである。故に貴賤貧富の別なく何人も平等に之を受けしめ國民としての素地を興へ、社會的生活に参加せしめるためである。(但し瘋癲白痴、又は不具癱疾のため就學し能はざるものは免除せられる)近世國家思想の漸く盛なるにつれて、歐米諸國は皆義務教育制度

をとり、基礎的教育を強制して居る。

我が國に於ては明治十九年の小學校令に於て初めて義務教育令を布かれ、同二十三年に義務教育を四ヶ年に改め、四十一年度からは六ヶ年に延長せられた。然れども之を歐米諸國の概ね修業年限八ヶ年制なるに比すれば、尙遜色あるを免れない。

義務教育は一面兒童の保護者に對し學令兒童（滿六歳に達したる翌日より滿十四歳に至る八年間）の就學を強要すると共に、他面市町村に對し尋常小學校を設置し、其の費用を負擔すべきことを命ずるのである。

かくて我が國の義務教育は今や尋常小學校二萬五千六百餘校、其の教育費實に四億八千萬圓兒童就學の歩合九十九人、長足の進歩を見せてゐるのである。更に國家は國民教育の重要性と市町村の莫大なる教育費とに鑑み、大正七年度より國庫負擔法を制定し、現に八千五百萬圓を支出して、其の振興と市町村費負擔の輕減とを企圖して居るのである。尙昭和七年市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法を制定して一千二百萬圓を支出して財政窮乏の市町村に交付して居る。以上の事實は、如何に國家が義務教育を重要視して居るかを窺ふに足る。

四 社會教育

社會の状態は刻々に推移し、日に月に進んで止まない。而して吾人の生活は極めて多方面である。故にこの社會に活動し生存して行く吾等は、年齢の如何に拘らず、境遇の差違に關係がなく、常にこれに後れざる様、己の教養を進めて、社會の一員としての責任を完うする覺悟がなくてはならぬ。而して學校教育によりて收得せる所は基本的、机上的のもので、眞の修養鍊磨は寧ろ學校を出で實社會の職業に就き、實社會の交渉に立入つて然る後に得られる。これ社會教育の必要なる所以である。

然るに世人稍もすると、學校卒業即ち成業の如く考へ、教育修養を單に就職までの仕事とし其の目的を達すれば次第に修養を怠り勝ちにするのは謬見である。人生は死に至る迄が修養の境涯である。自他共に教化運動に努めて、其の思想を開拓し、教化改善に努め、以て個人の上資し、社會の進歩發達に寄與することは、社會國家に對する責任上頗る緊要事である。

1 社會教育施設

社會教育の施設は、其の目的に従つて數種がある。即ち知識の啓發を主とするもの、徳性の涵養を主とするもの、體育衛生を眼目とするもの、娛樂を兼ねるもの等である。即ち、圖書館、博物館、動植物園、博覽會、展覽會、講演會、講座、講習會、レコード、活動寫眞、ラジオ、運動場の施設等枚舉に遑がない。

社會教育團體として重要なものは、男女青年團、少年團、婦人會、宗教團體等がある。

成人教育講座、近來講座制による成人教育が唱道せられてるが、之も社會教育の一部で、主として青年期を終へて社會の實務に従事せる成年者を對象とし、文學、地理、歴史、理科、社會問題、職業等に關する事項、火防衛生に關する事項、等に就き、二、三十回に亙りて講話し、まとまつたる知識技能を授け、以て個人的に社會的に修養を遂げさせる方策である。

2 新聞、雜誌

新聞雜誌は政治、經濟、學藝等より社會各般の出來事を報導し、論評する等、社會教育上大なる地位を持つものである。各人の知識慾が旺盛となり讀書力が増大すると共に、其の勢力が偉大なるものとなつた。然るに數多い新聞雜誌中には、眞に其の使命を忠實に盡して居るものばかりではない、讀者は其の記事に注意して選擇を誤らぬ様にし、徒らに其の記事に迷はされぬ様にすることが肝要である。

のばかりではない、讀者は其の記事に注意して選擇を誤らぬ様にし、徒らに其の記事に迷はされぬ様にすることが肝要である。

五 教育と文化

共存共榮とは吾人人類の社會的生活に於ける鐵則である。而してこの鐵則は、各人の文化的協力によりて其の實を擧げることが出来る。國民の教育が普及發達して益々文明開化に進めば、社會國家の存立をして、一層堅實に、國民生活をして一層安全幸福ならしめ、其の意義を完うせしめる。是教育が第一義たるべき所以で、實に教育の發達と文化の程度とは併進するものである。されば産業に、國防に、文物に、制度に皆悉く教育に深き交渉を有たないものはない。それらの發達昂進は皆教育に其の始源を發する。

翻つて我が地方町村の文化を顧れば、其の程度甚だ低く町村民は其の生活に對する自覺に乏しく、充實向上を計るの努力がたりない。而して之が救濟對策の根本は、一に教育の振興に俟たねばならぬ。即ち先づ彼等大多數民の教育機關たる小學校教育を充實し、實業補習教育の普

及發達を計り、且つ社會教育の力に依りて町村民の教育の程度を進め、自覺ある生活に導き、以て文化の水準を上騰する素地を造らねばならぬ。

世或は文化生活と言へば、悠長、華奢、妍爛花に酔ふが如きに想到する者あらんも、それは全く文弱の謬想で、眞の文化生活ではない。眞の文化生活の要は、物質的にも、精神的にも、健全にして充實せる生活でなければならぬ。

要するに國家共存共榮の實蹟を齎すためには、國民教育の普及發達に全力を傾倒し、其の合点たる國民文化の創造を期待して居る。吾人は常に自己の教養に精進し、國家社會の一員として課せられたる重責を果さねばならぬ。

第二 教材取扱上の注意

一 本教材の主眼點

1 人と教育

(一) 人は教育に依りてのみ、眞に人格を向上せしめ完成することが出来ること。

(二) 吾人は教育に依りて自己を完成し、社會を進歩せしめ國家を隆昌ならしめることが出来ること。

(三) 現代に於ける國家の實力はその文化の程度に依つて決せられ、文化の程度は國民教育の普及如何に依つて決せられる。故に近代の國家は教育を國家の事業として銳意その向上と普及とに努力して止まないこと。

2 家庭教育

(一) 家庭は社會の初まりであり基礎である。而して兒童は先づ家庭に於て始めて社會教育の試練を受けること。

(二) 家庭教育の本領は感情及び意志の陶冶即ち訓育にあり、品性の形成せられる根本は家庭にあること。

(三) 我が國にては、從來上下を連じて多くは家庭教育に無頓着なりしこと。

3 学校教育、義務教育

- (一) 學校は單なる教育の場所ではない。教師と生徒とよりなる一小社會で、社會生活の一態様である。この故に吾人は學校の社會的性質を理解して知識技能を磨くと共に尊敬、親愛、協同、自治、犠牲、同情、勇氣、秩序、義務、責任、勤勞等の諸徳を涵養せねばならぬこと。
- (二) 學校は其の程度より初等、中等、高等の三等級となり、其の目的より普通教育、職業教育、學理教育の三種となること。

(三) 義務教育とは國家が學齡兒童の保護者に對し、その兒童に基礎教育を受くる義務を負はしめることで、基礎教育は各人が個人及び國民の一員として缺くことの出来ない精神的教育の最低限度を示す教育で、貴賤、貧富、才不才を問はず何人も平等にこれを受けしめ、各その能力に應じて自由に社會的活動に参加する素地を與ふるものなること。

(四) 義務教育は一面兒童保護者に對し學齡兒童就學の義務を命ずると共に、他面市町村に對し尋常小學校設置の義務を命ずるものなること。

4 社會教育

(一) 人の教育は學校のみで終るものではない。學校は吾人に修養の基礎を與へたに過ぎない

故に眞の修養は學校を出て職業に就き自ら知徳を求めるところより始まる。この眞の修養が社會より受くる教育で、この影響を與ふる施設が社會教育施設なること。

(二) 國家は國民教育の普及發達に全力を傾注して、國民的文化の創造に努めて居る。我等國民は自己の教養を高め國家社會の一員として課せられたる重責を果さねばならぬこと。

二 教育上の注意

- 1 小學校の左記の教材と連絡して教授すること。
 尋修六の二四教育 高修二の一一學問 同上の二三智能 尋國讀十一の二二リンカーンの苦學 尋國讀十二の四新聞 尋小讀十二の六新聞 高讀一の二五統計 高讀二の六ベスタロッ
 チ 高讀女二の六國字四書 高讀(農)三の一一果樹試作場 高讀四の一讀書 同上の一四賢母の教 高地二の一〇教育・神社・宗教
- 2 その地方に於て設けられてゐる學校、社會教育上の施設を土臺にして教授すること。
- 3 近代國家の教育を主んずる理由を知悉せしむること。

- 4 家庭教育の本領を理解せしむること。
- 5 学校教育によりて社会的、職業的、學理的の素地を與へらるゝものなること。
- 6 義務教育の眞義を理解せしむべきこと。
- 7 修養は終生を通じての事業なることを知らしむること。

三 設問の例

- 1 教育は何故必要なるか。
- 2 教育なき者の悲惨なる境遇の實例を挙げよ。
- 3 幼児の家庭より受くる影響の實例を挙げよ。
- 4 学校教育の重要な理由を挙げよ。
- 5 義務教育とは如何なることなるか。
- 6 社會教育施設の主なるものを挙げよ。

第六章 神 社

第一 教材の解説

一 神 社

我が國は何れの町、何れの村に行くとして、神社の鎮座せざるはなく、又大方の家々には神棚を設け、皇太神宮の神札を迎ひ諸方の神々を祭つて居る。これ我が國は古來神を祭ることは神靈の加護によりて國を治め、一家を齊へ、悠遠の祖先に對する報本反始の大孝を申べる所以であると信じて居るからである。

由來我が國の神社は皇祖天照大神を初め奉り、國土開拓の祖神、肇國の大業を翼賛し給へる諸神、列聖、並に皇族、國家又は地方に勳蹟を樹てられた偉人を祭神として齋き祀りたるもの

で、其の神靈は今尙國土を照臨し、子孫末裔たる國民を冥護して止まないと云ふ。靈魂不滅の信仰に基く、日本民族特有の祖先崇拜の顯現である。

別して天照大神は大神宮、又は伊勢の大神宮と申し奉り、三種の神器たる御神鏡を、神體として、上皇室の皇祖であらせられるばかりではなく、實に我等日本民族全體の御先祖に渡らせられ、國民尊崇の中心になつてゐられる。故に苟も日本民族の發展する所、滿洲にあれ、南洋にあれ、將た南米にあれ、其の御分身を奉齋して、日本人たるの本領を發揮して居ることは、誠に心強い極みである。

1 神社制度

神社は其の由緒沿革に基いて社格の別がある。即ち官幣社、別格官幣社、國幣社（官幣社及び國幣社は更に各大小社に分る）府縣社、郷社、村社である。尙この外に無格社がある。

官幣社は古延喜の制に神祇官より幣帛を奉つた神社で、國幣社は同じく國々の國司より幣帛を奉つた神社である。現今では官幣社にありては、祈年祭、新嘗祭及び例祭には宮内省より、國幣社には、祈年祭及び新嘗祭には宮内省より、例祭には内務省より各幣帛を供進せらるる定

めである。別格官幣社は國家の元勳及び功臣を齋祀したもので、明治五年楠正成公を祀つた湊川神社の創祀と共に定められたものである。其の幣帛は官幣社と同じく宮内省から供進せられる。府縣社、郷社、村社はその土地の氏神（氏族の始祖神）又は産土神（郷土鎮護の神）を祭り、社格も其の由緒によつたものであるが、府縣社の例祭には府縣より郷社村社の例祭には市町村より幣帛を供進する。

2 宮中神殿

宮中の神殿には賢所、神殿、皇靈殿を奉祀せられてある。賢所には皇祖天照大神、神殿には天神・地祇、皇靈殿には御歴代の天皇及び皇族を祀らせ給ふ。御代々の天皇は毎年春秋二季に皇靈祭を行はせられ、一に御祖先に對する崇敬の道をのべさせ給ふのであるが、其の他所定の祭儀を嚴肅に執り行はせられ、國家の平安隆昌と、億兆の福祉とを祈らせ給ふのである。

3 神官・神職

直接神社の祭祀を掌るものに神官及び神職がある。神官とは神宮に仕ふる者に限り、神職とは官國幣社其の他の神社に奉仕する職員（官吏待遇）である。神宮には神宮司廳なる官署あり

て神宮一切の祭務及び事務を管掌する。其の職員には祭主（親任）大官司（勅任又は奏任）小官司（奏任）其の他禰宜、權禰宜、官掌等がある。祭主は皇族を以て之に任じ、（公爵をもつてすることもある）その奉齋を掌らしめらる。

官國幣社には官司（奏任待遇）權官司、禰宜、主典、官掌を置く。但し權官司は熱田神宮、出雲大社及び明治神宮に、官掌は熱田神宮に限り之を置かれる。府縣社及び郷社には社司、社掌、村社には社掌を置く。社司、社掌は共に判任待遇である。

神社の祭祀は宗教とは全然關係なく、神道各派とも何等の緣由がなく、凡て宗教の上に超越せるものである。されば行政上宗教が文部省に於ける宗教局に屬するに關らず、神宮及び神社に關する行政事務は、内務省神社局の所管である。（尤も例外として別格官幣大社靖國神社は陸軍省で管理してゐる。）

二 敬神崇祖

我が國は古來神州と呼ばれ神國と稱せられ、我が國體は神の創建する所で、其の國民は神の

後裔末派なりとする信條を以て、三千年來始終して來たのである。爲めに、其の神社に對する崇敬は、上皇室を始め奉り、下國民の間に至るまで實に深き根ざしを持つて居るのである。即ち神を敬することは、祖先に對する大孝であり、國家・皇家に對する忠誠であり、而して祖先の神靈は、皇室、國家、國民の上に光被して冥護を垂れ、感奮與記せしめで、今日の國運を招來し、且つ末來永劫無限に進展興隆を持続するものであると信じて疑はないのである。

1 祭政一致

されば古來朝廷に置かせられては、萬生撫育の政は上御祖先を祭り、之に仕へまつることであつて、祭と政とを同一視され、百政凡て神祇を以て首と遊ばされた。この祭政一致の政道は今日も尙然るのである。

明治天皇の御製

神風の伊勢の宮居の事をまづ、今年も物の初にぞきく

と遊ばされたる如く、毎年一月四日の政始の御儀式には、先づ第一に伊勢神宮の事を聞こし召され、次に總理大臣より官廳の政務に就て奏上する。これ祭政一致神祇尊崇の聖旨によること

神
である。

明治元年維新の國是を定め給ふに當り、

明治天皇はまづ天神地祇を祀りて五ヶ條の御誓文を遊ばされ、同年十月、大宮なる氷川神社に行幸、御親祭遊ばされた日の勅語に「神祇ヲ崇ヒ祭祀ヲ重スルハ皇國ノ大典政教ノ基本ナリ」と宣ひ「將ニ先ツ祀典ヲ興シ綱紀ヲ張り以テ祭政一致ノ道ヲ復サントス」と告げさせ給ふた。

以上祭政一致の政道は、我が國政の特色で他に類例のない政道である。

2 神社中心の民風

神を敬し神を祭ることは祖先を思慕し、祖先の鴻業に對する拜謝報恩の情を致し、且つ祖先の神靈が永く子孫の上に照鑒して、日夕加護を垂れ給ふものと信じて、之に敬虔の誠意を捧げるのである。されば古來我が國には神社中心の民風が著しく現はれ、吉事凶事共に之を神靈に報告して其の加護を祈願して止まぬのである。この神社中心の民風は、我が民族に醇厚の美風を馴致し、國民生活をして靈貴なるものとならしめた。

神社中心の民風（芳賀博士——國民性十論）

社
神

祖先を崇拜する考が神社の崇拜であるから、今日でも子供が生れば、三十日若しくは三十一日後にはお宮参りと稱して神社に参詣する。どこの町内でも神様がおり、どこの村にも鎮守の社がある。死人を葬る時にはお寺の坊さんを頼むが、めでたい時には神様に御神酒をあげる。——今年は豊年満作ぢやといふので鎮守社の祭禮に山車を出す。村芝居をする。つまりその幸福を祝する意を祖先と共にし、其の幸運を祖先に報告するのである。

村は村、郷は郷、其の最も大きいのが帝國としての大神宮の祭であつて、毎年の神嘗祭は一村一郷の豊年祭と其の精神に於ては差別なし。

3 敬神崇祖

神社の祭神は我等の祖宗であり、我等はこれ等神の子孫であり氏子である。我等が神の子孫として將た氏子として神前に額づく時、神意通達一種言ふべからざる靈感に打たれる。嘗て西行法師が伊勢の大廟に詣し「何事のおはしますかはしらねどもかたじけなさに涙こぼる」と詠じたのは、かゝる境地の詠嘆である。神社の崇敬は畢竟祖先崇拜で、所謂敬神と崇祖とは、我が日本民族に於ては同一義であり、且つ我が民族的信仰の表現である民族精神である。我が國民はこの民族精神によりて統一せられ、家族制度が維持せられ、忠孝一致の國體が永遠無窮

に保持せられるのである。實に敬神崇祖の念は國民精神の源泉であり、國民道德の根柢をなすのである。されは我等は益々敬神崇祖の念を啓培し、兒孫をして繼承せしめ、神洲たるの名を辱かしめざる様心掛くべきである。左に神威に對する作法の二三を掲げやう。

- (一) 神社社頭の神聖を保護し、境内の洒掃に奉仕すること。
- (二) 神社(御陵等)の前を通行する時、脱帽敬禮すること。
- (三) 我が國祭日の由來を辨へ、其の盛典儀禮に對し適當の作法を怠らざること。
- (四) 祝祭日には家庭の神棚に對し禮拜をなし、氏神産土神に參拜すること。
- (五) 神棚及び祖先の靈には毎朝禮拜を怠らぬこと。
- (六) 祖先の靈に對しては家例に従つて祭祀法要を營むこと。
- (七) 家に吉凶其の他記念すべき事ある場合は、神社、祖先の靈に參拜報告をなすべきこと。

第二 教材取扱上の注意

一 本教材の主眼點

1 神 社

- (一) 我が國神社に對する崇敬の念は祖先の神靈は其の子孫に冥護を加へてやまないと信仰に基づくこと。
- (二) 日本民族の始祖 天照大神に對し奉りては、上古以來民族的尊敬を捧げ、祖國の安泰を祈つて來たこと。
- (三) 我が國神社の祭神は皇祖皇宗の御神靈、又は國家に勳功あり國民の儀表たる偉人の靈、又は國民の敬仰する家々の祖先の靈なること。

- (四) 神社には社格の別あること。
- (五) 神宮及び宮中神殿のこと。

(六) 神宮神職のこと。

2 敬神、崇祖

(一) 我が國に於ては神社の祭祀は常に國家の重要政務とされ、朝廷に於ては至深至重の御儀とされて今日に及んで居り、百政すべて神祇を以て首とされること。

(二) 一般國民の間にも神社中心の民風が著しく現はれ、民族生活は早く醇厚の美風を成すに至つたこと。

(三) 我が國に於ては神を敬することは祖先崇拜と結局一致すること。

(四) 敬神崇祖は我が日本民族に特有なる民族精神で、之に依りて國民の精神的統一が成り、家族制度の基礎が養はれ、忠孝一體の國體が永遠無窮に保有せられ、國民文化、國民道德の源泉となること。

(五) 敬神崇祖は我等國民の當然なる責務なること。

二 教授上の注意

1 小學校の左記の教材と連絡して教授すること。

尋修六の一皇大神宮 尋小讀九の一大神宮參拜 尋國讀十の一明治神宮參拜 尋國讀の二一曆の話 尋小讀十一の三一明治神宮參拜 尋國讀十二の二出雲大社 高讀二の四鎮守に詣でて 高讀(農)四の四齊田田植式 同上の五大嘗祭 同上の六祭祀と農業 高三讀上の一七鎮守の森 高史上の三皇大神宮の創立 高地二の一〇教育・神社・宗教

2 我が國民は古來敬神の念に篤きことを知らしむること。

3 我が國の神社の祭神につき明確なる説明を與ふべきこと。

4 神宮及び宮中神殿につき明確なる説明を與ふべきこと。

5 我が國は古來祭政一致の政務を行はれしこと。

6 神宮は我が國民敬神崇祖の中心なることを知らしむること。

7 敬神崇祖は我が民族精神で、この精神によつて我が國體は無窮に保有せられ、國民文化、國民道德の源泉となることを知らしむること。

三 設問の例

- 1 我が國民の神社に對する崇敬の念を解剖せよ。
- 2 我が國神社の祭神につきて記述せよ。
- 3 神宮及び宮中神殿につきて説明せよ。
- 4 祭政一致とは如何なることか。
- 5 我が國の民族精神を説き、其の關係の及ぶ處を記述せよ等。

第七章 宗 教

第一 教材の解説

一 宗 教

人間性を超越した絶對至上の靈力を、或は神と信じ、佛と念じて、之に融合し歸依するの道が即ち宗教的信仰である。信仰は先づ信することである。人間以上の絶體者たる靈力を信することである。靈力であることを信するが故に、其の靈力に統制され己が全生涯を規制されんことを祈願する。祈願するものなるが故に、其の祈願の形が勢ひ其處に現れる。この形が即ち禮拜(禮拜の形式は宗教により異なる)である。故に信仰は信すること、祈願すること、禮拜の形式を具ふること、の三項を伴ふことになる。

人生は有爲轉變限りない。禍福浮沈殆んど豫知することが出来ない。この無常異變の眞只中に立つた時、人間は己のはかなさをしみじみと感ずると共に煩悶苦惱、身の置き所なき迄に苦しむ。かかる時人々は人間以上の絶對至上の靈力に歸依して、苦惱を脱し、安心立命を得ようと希求する。この絶對への歸依苦惱離脱、安心立命の希求こそ、宗教心のきざしであつて、宗教的信仰への道程である。(尤も中には幼少より父母長者の指導により知らず識らずに信仰に入つた者もないではない。)

二 我が國の宗教

現今世界に行はれて居る宗教には、印度の佛教、波羅門教、印度教、猶太の猶太教、基督教亞刺比亞の回教(回教は西曆紀元六〇九年マホメットの創始したもので佛教、基督教と共に世界の大宗教とせられて居る)及び西藏の喇嘛教、我が日本の神道等であるが、今我が國に行はれる、神道、佛教、基督教の三者につき、其の梗概を擧げやう。

1 神道

神道は我々國固有の惟神の大道を講明し、敬神崇祖を旨として神明を信仰し、神意に従ひ天理を明徴にし、皇道を顯揚するを以て教義とする。皇上を瞻仰し社稷の安泰を祈念して其の彌榮を壽ぎ、忠孝一致の大道を重んじ、誠を主とし、正直を説き、清淨潔白を尙び、罪穢を忌む等は、我が民族性を表明して居る。儒教、佛教等、外來思想の影響を受けない純なる古神道である。この古神道は肇國と共に儼存し、國民的理想として永遠に存続する。

其の後外來思想に基いて神道諸流を生じた。これを古神道に對して俗神道と稱する。山王一實神道、兩部習合神道、垂如神道、三教調和神道等はそれである。

更に教派神道がある。庶民の宗教的教化を目的としたものである。徳川時代の末葉から明治初年に於て興つたもので、神道、大社教、扶桑教、實行教、大成教、神習教、黒住教、修成派御嶽教、神理教、禊教、金光教、天理教の十三教派がある。信徒の數一千六百餘萬に及び、其の内最も多いのは天理教(五百萬)、金光教(百萬)である。

2 佛教

佛教は印度の釋迦に依つて開かれ、支那朝鮮を経て、欽明天皇の十三年に傳來した宗教であ

釋迦は我が紀元九十八年（西曆紀元前五六三年）印度伽毗羅國の太子に生れ（四月八日）、幼名を悉達多と呼んだ。釋迦は種族の名で釋迦牟尼とは釋迦種族中の聖者の謂である。生來聰明穎悟の資を享け、且つ極めて慈悲憐愍の情が深かつたが、生老病死の四苦に對して最も人生の無常を歎じ、遂に年二十九にして王者の顯位と妻子を捨て、一夜密に宮殿を逃れ出で、苦行林中に入り、樹下石上に端坐して冥想思索に耽り、異常の決心と勇猛心を以て、あらゆる勤行を修めること六年、終に豁然大悟し眞理の正覺を成じたのである。それより出山の後は、自己の悟道を以て人を度し、民衆を濟はんとして四方に周遊し、說法傳道につとめ、普く法雨を灑いだ。而して年七十九にして入滅（二月十五日）した。釋迦の各地を巡錫するや、其の教理に隨喜し歸依するもの踵を接し、衆生教化の力甚だ大なるものがあつたが、佛滅後も法門の功德は末代後生に傳はりて、三千年の下よく世道人心の力となつて居る。

佛敎の教理は極めて幽遠であるが、釋迦は凡そ現世は一切諸物皆無常で、實に有爲轉變の境界である。人生は苦惱煩悶罪惡である。假現迷夢の世に過ぎない。けれど一切衆生は悉く佛性

を具へて居る。されば煩惱を斷絶し迷妄を去りて、人は常樂の涅槃に入ることが出来る。此に於て三世輪廻の大法を辨へ、慈悲を施し、衆善を奉行し、惡因業を遠け、精進すべきであると説いてゐる。

佛敎の教理は、佛滅後に於て歴史的に發達變遷を経て、幾多の所說法門を分ち說法を異にするに至つた。即ち之を大別して小乘敎と大乘敎とする。小乘敎は原始佛敎で、其の教義は概ね釋迦の直説した所である。戒行を恪守し所謂捨家棄慾で、禁慾修行によつて塵世を解脱せんとするものである。大乘敎は遙に後世に發達したもので、小乘敎の保守的なるに對して、革新的發展的活動的である。其の後代に印度錫蘭島、緬甸、暹羅、印度支那地方に弘通したものは小乘系に屬し、所謂南方佛敎で、大乘敎は北方佛敎として支那、日本に發達した。

佛敎の我が國に傳來した當時は、國民精神に多少の動搖を來したのであるが、朝廷に於かせられても、又高僧共に於ても、よく之を日本化し、日本固有の信念と融合せしめて、祖先傳來の國民的信仰を強からしむることが出來た。聖德太子は之を以て國利民福、救世濟民に資させ給へ、傳敎、空海は皇室守護、國家安寧を旨として之を説き、榮西は禪宗を興すは一に護國の

ためとなし、日蓮は立正安國を主として説法した。されば日本佛教は實際的、現世的、國家的に進展して、日本固有の信仰を豊富に啓培し、独自の新生面を開きて、發生地たる印度よりも先進國たる支那よりも遙によく發達した。

今佛教全體を分つて聖道教（聖道門）と淨土教（淨土門）の二門とする。兩者は又之を難行道と易行道、或は自力と他力の法門と稱するも概ね同義である。甲は現世に於て自力により道を修して聖者たらしとするもの、乙は專誦念佛によつて即ち他力本願に乗托歸入して、淨土に往生を期するものである。

我が國に於ける宗派は、天臺宗（三派）眞言宗（眞言八派、義眞言二派）眞言律宗（一派）律宗（一派）淨土宗（二派）臨濟宗（十四派）曹洞宗（一派）黃檗宗（一派）眞宗（十派）日蓮宗（九派）融通念佛宗（一派）時宗（一派）法相宗（一派）華嚴宗（一派）の十四宗、五十七派である。内臨濟、曹洞、黃檗の三宗を總稱して禪宗といふ。又淨土宗、眞宗、時宗、融通念佛宗の四宗は、淨土門に屬する。

寺院の數總て七萬一千餘（内最も多きは眞宗の一萬九千餘、曹洞宗の一萬四千餘、眞言宗の

一萬二千餘）説教所約六千、檀信徒數凡そ五千萬に達する。

3 基督教

基督教は耶蘇基督の開創した宗教である。基督は猶太人で、西曆紀元前四年ガリラヤのナザレに生れた。父はヨセフと言ふ工匠で、母をマリアと言つた。三十歳にしてヨハネと言ふ豫言者の洗禮を受けたが、此の時既に自分は神の子なりとの自覺を得、之より布教傳道に力め、天國の福音を傳へ、人は全知全能の神を信することにより、神の子たる基督の愛に救はれ、天國に入ることが出来る。而して神の前には總ての者は平等で、世界人類は皆同胞である。とて愛を以て根本義とし、平等博愛の教義を説き、神を信じ神に救はるべきを誨へたので、之を信奉し其の膝下に脆拜するものが忽ちにして續出した。然るに異教徒や政府の迫害壓迫に遭ひ、齡僅に三十三歳にしてエルサレムに捕へられ、十字架上の露と消えた。されど其の歿後、彼は人類の救主として、益々四方の尊信をあつめたのである。以來西歐に弘道し、主として歐羅巴人種の間に信仰せられ、現今信徒五億六千萬と稱せられる。教派を大別して舊教（羅馬加持力教又は天主教）希臘教、新教の三とする。

基督教の愛の福音は、我が國民思想の上に著しい刺戟を與へたが、渡來日尙淺く、未だ儒佛二道の如く弘布するに至らない。我が國に於ける各派には、天主教、ハリスト正教、日本基督教會、組合基督教會、日本聖公會、祈禱教會、日本メソヂスト教會、美音教會、福音教會、福音路帖、救世軍等がある。教會堂及び講義所數約千五百、信徒數十八萬で、其の宣布發達は多く都市を中心として居る。

三 信教の自由

凡そ人に信念の存することは、精神的修養の根源として必要のことである。而して強き信念は宗教的信仰によりて養はれる。世に處し事に臨んで確固たる信念の下に精進し、自己を内省し、又常に衆生愛の精神を以つて共同の世界に處することは、最も望ましいことである。凡そ洋の東西を問はず古今に偉大なる業績をなしたる人は、實に牢乎たる確信を以て事に當り、生死を超越した信念を以て局に臨んで居る。

「人を相手とせず天を相手とせよ。天を相手にして己を盡し、人を咎めず、我が誠の足らざ

るを尋ぬべし」(西郷南洲)

「我一生の中に凌ぎ來つた如き辛苦は、神によらずしては到底堪へらるるものにあらず」(ビスマルク)

由來宗教は、個人が個人の心に潜在せる内面的な信仰の力によつて濟はれる道であるから、其の特質として個人的個別的である。従つて何人にも同一に信仰を強要することは困難である。然のみならず、各宗各派は各々特長を有し独自の長所を守る。故に何れの宗派を以て信仰を規制すべきかは容易に決し得られる事ではない。又所謂既成宗教に依るのみが信仰ではない。

此に於て我が國法は、國民に信仰の自由を與へ、個人の信仰に對しては、抑壓干涉を加へないことを保障されてある。現今文明國にありては、概ね信仰の自由を認容して居る。

元來宗教の本質は人を作るにありて、特定の社會人や國民を作るものではない。故に其の內容に於ては人類的世界的で、階級もなければ國境もない。其の教理や經典の命ずる所は、無上絶體の眞理として、其の前には父母もなければ血族關係もなく、國家なる觀念をも超越し、一視同仁平等無差別である。さるが故に國體國情と相容れないものがあり、或は國家の秩序を紊り

統制を害するものがないとは言へない。又宗教には或る方面に迷信あり怪話妖説の類の多いもあり、悪俗邪習のあるものもある。頗る偏狭なる性質を帯びて居るものもある。かくの如きは國體と背馳し。國家社會の秩序を紊り、統制を害することになる。かゝる場合は、國家の存在上これに制限を加へねばならぬ。此に於て信教の自由と言ふも、夫は國家社會の安寧秩序に害なく、又國民の義務に背反しないものに就いてのみ容されるもので、決して無條件の自由ではない。されば帝國憲法第二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限りニ於テ信仰ノ自由ヲ有ス」と規定してゐる。

要するに宗教は人々の精神世界を支配する力が偉大なもので、個人としては之によつて精神生活の安住安立を得るのみならず、實に社會的道德生活に於ける人々の心の糧である。各人の歸依信奉の對象となるべき所のものは、各人の自由である。我等の祖先は、渡來の宗教により教義によりて、信仰の道を誤ることはなかつた。外來宗教の爲に崇祖の如き良俗を害することなく、寧ろ是等の精神を擴充したのである。されば宗教に對しては、我等は常に正しき批判に立ち、健全中正に歸着して、自己を修め、自己を内省し、徒に偏狭固陋に墮せず、我が善美の國

俗民風を亡失せざると共に、更にそれによりて國民的精神の涵養を圖らねばならぬ。

第二 教材取扱上の注意

一 本教材の主眼點

1 宗 教

(一) 信仰に生きる人は力強い人生を送り、信念を以て人生の使命を完うすることが出来る。信仰のない人生は空虚であること。

(二) 我が國に行はるる宗教。

2 信教の自由

(一) 宗教は本來各人の自由に屬し、他人又は國家等の濫りに干渉すべきでないこと。

(二) 我が帝國憲法は「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定してある。

二 教授上の注意

- 1 小學校の左記の教材と連絡して教授すること。
高史上の一二奈良時代の佛教 同上の三三邦人の海外渡航、西洋人の渡來 高史下の三四邦人の海外發展と當時の文化 同上の三七島原の亂と鎖國 高地二の一〇教育・神社・宗教
- 2 古來一世の儀表となり國家に貢献したる偉人は、すべて強い信念の人なりしことより、信仰に生きることの大切なるを知らしむること。
- 3 我が國に行はるゝ宗教を解説して他日自由選擇の素地を與ふること。
- 4 信教は各人の自由なるにより濫りに干渉すべからざること。
- 5 信教は自由なるも、吾人は國家生活を營むものなるが故に、國家の安寧秩序を妨げざること及び臣民たるの義務に反せざるものとして公認せられたる宗教でなければならぬことを授くること。
- 6 他の宗教を排斥せざることには注意すべきこと。

三 設問の例

- 1 信仰に生きる人は何故力強い人生を送り得るか。
- 2 信教は何故自由ならざる可からざるか。
- 3 我が國の信教自由と言ふことには制限がある、何故なるか等。

第八章 公 安

第一 教材の解説

一 警察と公衆

自然に、人爲に、凡そ人々の生活を脅威すべき不時の異變災害等に對して、警備防衛して社會の安穩と民衆の幸福とを全うするは、當然須要の事である。然るに各人が自家を護るが爲めに、各々絶えず之に備ふるは到底爲し難きのみならず、反つてそれが爲めに相互の間に危懼を増し、衝突をも生ずることとなる。是國家として警察制度を要する所以である。警察は社會の公安を保持し、國民の生命、身體及び財産を保護し、其の危害を豫防し、又は危害を爲すものを排除する等、吾等の共同生活に對して其の福利を保護し、治安に任ずるを以て目的とする行

政作用である。

1 警察署

公衆に直接して警察事務を行ふ官廳は警察署である。河海の警察に任ずるものに水上警察署がある。道府縣の警察部は管下の警察事務を掌る。東京府には帝都東京市があるため、特別制度を設け其の官廳を警視廳とし、府下の警察事務を行ふ。警察署は警視又は警部を以て署長に任じ、之に警部補及び巡査を配置する。警察署及び警察分署所在地に於ては、巡査派出所或は巡査交番所を設け、受持巡査を交代勤務せしめ、警察分署及び分署所在地外の地に於ては、巡査駐在所を設け、受持巡査を駐在せしめ、或は區域に依り警部補或は巡査部長派出所を置く。請願巡査 銀行、會社又は町村協議或は人民一己より、其の費用を納めて巡査の配置を請求するときは、請願の巡査を配置される。

警視總監、 府縣警察部長、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査等警察事務執行の官吏を一般に警察官といふ。

軍事警察を掌るために陸軍に憲兵がある。憲兵將校、下士及び憲兵（憲兵上等兵）は、普通

警察を補助する。

非常時變に際し警察力の不足を感ずるときは、地方長官は師團長に移牒して、軍隊の出動を請求することが出来る。

近時鐵道關係の犯罪が増加して來たので、大正十一年から全國の主要幹線に移動警察の制を布き、これが取締りに任じて居る。

2 警察事務

警察事務の内容は頗る廣汎に亘るのであるが、之を其の性質に従つて行政警察と、司法警察との二つに分つ。

(一)行政警察 行政警察は我等の共同生活の治安を保持し、公共の利益、幸福を保護する警察である。その事務の範圍は極めて廣いが、今其の概要を擧げて見ると

- (イ) 災害及び犯罪に對する警防 (ロ) 一般風俗の取締 (ハ) 言論、出版、興行、選舉に關する取締 (ニ) 公衆衛生の取締 (ホ) 道路交通の取締 (ヘ) 營業者の取締 (ト) 工場の監督 (チ) 其の他浮浪人乞食の取締、集會結社の取締、御肖像、御紋章、並に形像に關する取締、

精神病者監護の取締、墓地、火葬場及び埋葬の取締、遺失物の取締、屠畜取締、行旅病者の取扱等である。

(二) 司法警察 司法警察は罪を犯したものである場合、その犯罪を捜査し、犯人を逮捕するを職務とする警察である。即ち刑事訴訟法の規定に依つて犯罪の捜査、犯人の逮捕をなす等司法裁判所の行ふ司法權を補佐するものである。世人は警察といへば直ちに司法警察のみを考へるが、警察の任務は司法と行政と兩面にあることを知らねばならぬ。

(三) 警察犯處罰令 警察署長及び分署長は、行政警察として、輕微の犯罪に對しては、警察犯處罰令に依り、即決を以つて三十日以内の拘留又は二十圓以下の料金の處分を爲すことが出来る。是警察の活動を迅速にし、其の任務遂行上與へられた權力である。例へば他人の業務を妨害したり、或は合力喜捨を強請したり、押し賣りしたり、交通を妨害したり、故なく官公署の召喚に應じなかつたりすると、この法規によつて處罰されるのである。

3 警察と公衆

警察の任務たる以上の如くで、其の執行の任に當る警察官の職は重大である。警察官の職務

公
を行ふに方りては、公正にして公衆の爲めには親切、懇篤を旨とし、溫和を以て接し、犠牲的精神を以て勤務しなければならぬ。故らに威嚴を保たんとし、職權を濫用し、或は職務を怠漫

に附し、私情愛憎を以て臨み、自ら品位を冒瀆するの行爲を慎まねばならない。常に民情に精通し、裁量する所は其の機微に觸れ、非違を摘發し、不良を訓化し、良民を保護することに過誤なきやう留意すべく、而して自ら持するには、廉潔にして一般の儀表ともなるやうに心懸くべきである。

公衆はまた警察制度を理解し、警察官に對しては相當の敬意を表し、感謝の念を失はぬ様心得ねばならぬ。寒夜人定まりて尙警邏に勤め、危険を冒して悪疫の豫防消毒に、又は災害の防止に、或は兇徒の逮捕に向ふなど、其の職務の重きを察すべく、殊に痛ましき殉職者を出す如き、衷心同情と敬意の念を禁じ得ぬ。實に人々が日々其の堵に安んずることを得るは、警察制度の賜に依ることが大である。然るに往々にして、警察官を目して嫌忌すべき繩取と爲し、陽にはお役人などと畏敬して、陰には之を輕侮し、甚しきは之に反抗せんとするものもある。かくの如きはこれ警察の使命を理解せざる低級者の所爲で、大に改めねばならぬことである。

要するに警察も公衆も互に同情と敬愛の念を失はず、一致協力して公安の保持に當り、社會の安寧秩序を保全し、我等の生命財産を完全に保護して行かねばならぬ。

二 災害防止

世には風水害、地震、海嘯の如き不慮の天災地變あり。又火災等がある。何れも吾人の貴重すべき生命を脅し、或は財産を夢の間に烏有に歸せしめるなど、被害の程度、範圍の計り知るべからざるものがある。是等災害の外鐵道、電車、自動車等の交通事故、工場、鑛山に於ける障害の如き随分多い。其等の中には天然による不可抗力のものもあれば、人々の不注意と設備の不完全に基くものもある。假令、人力を以て發生を防止することが出来ない迄も、個人の注意と社會共同の力に依つて、罹災を免れ、損害を僅少ならしめることが出来る。

1 火災防止

火災は其の原因多く失火にある。火氣の取扱に對する不注意より、自他の財寶を灰燼に歸せしめ夥しい損失を招く、火災には家屋の外、消防に最も困難なる山林火事も珍らしくはない。

公
各人は先づ其の豫防に力め。災禍を未然に防がねばならぬ。災禍を未然に防止するには、常時警戒の用意が大切である。

則ち消防組或は水防組の施設は勿論、主要都市に於ける火災豫防上必要なる防火地區を指定し、防火設備又は建物の防火、耐火構造を規定（市街地建築物法）する必要を生ずる。

消防組は概ね市町村の區域に依りて設置し、警察署長の指揮監督を受けて、火災の警戒防禦に當る。道府縣の長官は職權又は市町村の申請によりて消防を施設する（其の費用は市町村の負擔である）のであるが、必要により又水防組を設け、或は消防組をして水災警戒の事務を兼ねさせる。之等の機關には各々規定に基いて機械器具を藏置し、非常報知の準備を具へ、消防手を訓練する（東京、大阪、京都、横濱、神戸、名古屋の六大都市には消防署が置かれてゐる）。

2 水害防止

水害は毎年各地に亘りてある。河水氾濫の爲め堤防、橋梁、家屋、人畜の損壞、流失等が尠くない。山林の保安、砂防工事、治水工事の如き元より急務であるが、水災に對しては、之又協力して、其の警戒防禦に當らねばならぬ。洪水氾濫の虞ある地方にして、水防施設の完全な

らざるものは市町村、町村組合又は水害豫防組合に於て、水防の材料及び器具を備へ、洪水標を樹つる等、水防施設を完備すべきことになつて居る。

3 災害と公衆道徳

以上の災害の外、鐵道、電車、自動車等による交通事故、工場、鑛山等に於ける傷害、左側通行、夜間車輛牛馬の無燈火等、人々の不注意の基くものが少くない。是等の交通上の取締や群衆の訓練は、都會地に準じて必要あるのである。機械工場等にも、設備を完全にし、一方従業者の知識、技能の進歩と、作業上注意を周密にするに依つて、被害を減免せねばならぬ。又電氣事業、瓦斯事業、自動車取締その他に關し、嚴密なる法規は存するも、總じて斯種の災害には、平素關係者は責任を重んじ、過失を警戒し、法規に遵ひ公德を履守して、事故の發生を防止し、安全第一を期さねばならぬ、他を排し先を争ひ違法反則を敢てするより、騒擾を醸し警察事故を多くする。

安
災害の防止は元より警察の任務なるも、警察力の取締監督以上に、吾人は公共の觀念に長じ公德を尊重し、自警協同して、其の防止に力めることは、相互依存の道義である。而して自警

協同の爲めに、常時團體を組織するものは、消防組と言ひ、自警團と稱するも、各々其の目的任務のために相當訓練されることを要する。異變時は勿論平時にありても、團體の勢力を恃んで輕舉妄動するやうのことがあつては、寧ろ壓ふべき結果を生ずる。

三 保健と衛生

如何なる職業を問はず、又貧富の別なく、健康は人生に最も重要なものである。それは活動の資本であり生活の基礎であるからである。言ふ迄もなく活動は人の生命であり、労働は生産の原動力である。眞に人間としての生存慾は、其の活動的生命に存する。西諺に「健康ならざれば生命は生命にあらず。」と、まことにその通りで「何になつてもからだ（健座）が第一」とは全く眞である。

身體の健全は自ら心意に活力を與へ、楽しんで業務に従事し、智徳の修養に努め、之を實踐することが出来る。強壯なる體格體力の持主が作業能率高く、體位の劣弱者に能率の低いのは當然である。生來脆弱の身にして尙大業を遂げた人も極めて稀にはあるが、事に臨んで勇敢剛毅なるは、強健の人に於て望むことが出来る。身體劣弱なるが爲めに、遂に薄志弱行に終らねばならぬ例は少くはない。要之健康は精神上に至大の關係を有し、常に生産的方面のみならず

道徳的生活にも影響を及ぼすものである。身體の病弱は經濟上の貧苦と共に人の最も厭ふ所で、無病息災は個人にとりて、財寶にも替へ難い幸福であることは無論で、一家子孫への幸福繁榮の基である。而して社會國家の發展進歩も、總て個人の健康に俟つのである。個人の健否は其の子孫に、又民族的に遺傳する重大事で、皆個人の健康が基礎である。我が國民の體格體力及び壽命は、歐米人に比し劣位にあると言はれ、且つ衛生思想の幼稚であるといはるゝはまことに遺憾の極である。激烈なる生存競争に堪へ、よく優者の地位を贏ち得んとするには、常に身體の保健と衛生に注意し、國民全般に其の普及向上に力め、衛生施設の完備を期し、一面には體育を高調して其の體位を進め、活動能率の昂進を圖らねばならぬ。

其の普及向上に力め、衛生施設の完備を期し、一面には體育を高調して其の體位を進め、活動能率の昂進を圖らねばならぬ。

1 保 健

體育施設、衛生を守り疾病の原因を防遏し、保健に力めると共に進んで運動を盛んにし、身

體を鍛錬し、優秀なる體格體力を鍊成して、疾病、風雨、寒暑、困苦缺乏等の外圍の影響に打勝つ抵抗力を養ふことは、最も必要である。運動體育に依りて身體の強壯を計り、健康を充實すると同時に精神的練磨を助け、旺盛なる活力氣力を養ふべきである。人體は或る程度までは疾病に對し、外界の刺戟に對應して抵抗し得る生理的機能を有して居る。此の機能は適當の修鍊に依つて、或る程度までは發達するものである。故に病に對して恐怖を抱き用心を事とし、消極的に備へるのみでは、健康の増進を計る道ではない。何時も軟き物を食ひ、醫藥に親むことは眞に保健の策ではない。此に藥を用ひずしての自然療法は、不斷に身體の鍛錬心氣の活力を養ふにある。言換へれば體育運動に依つて身心を鍊磨することである。

元來運動其のものは、職業勞働の機會に隨分行はれる。農業者は筋骨を勞し、肉體的勞働を爲すことが多い。即ち職業的に自ら運動が行はれて居る。而して比較的全身運動が清新な野外に於て出来る。農兵が強兵なることは無論茲に原因する。併し現今は職業に精神を過勞すると多く、機械の利用行はれて肉體運動を限局し、副業内職の多くは全身的の運動を阻止し、且つ婦人兒童をも使用する彼の工場勞働者や、座職業者は身體を偏頗に働かせ、且つ衛生上險惡

の場所に在る者が多い。總じて職業勞働は、身體の均齊なる發達を害し且つ過勞する。又交通機關の發達の爲め大に歩行に依る運動を不用とし、剛健なる風を損じ、身體及び精神を柔弱ならしめる。茲に於てか體育運動に依つて之を補ひ、活力を充足する方法を採らねばならぬ。更に體育運動は、其の性質上精神的に徳性を涵養し得る。即ち之に依つて勇敢、剛毅、忍耐、注意、規律、共同一致、公正等の諸性能の發揮となり、個人として團體として心的修鍊を得るのである。

青年の體育としては、各種の體操及び教練、武道、競技を初め登山、遠足、相撲、水泳、漕法、野球、庭球其の他の俵昇き、石昇き等の力競への如き多くの種類がある。而して都市にありては、市民の生活状態と其の環境の關係上、特に公園又は遊園地、運動場等の設置を必要とするが、地方村落に於ても神社、寺院の境内を公開すること、武道場、競技場を設けること、各種の運動器械を備付けること、教育方面の指導員を設置すること、尙それ等の競技會、獎勵會等を開催することの必要がある。

我が國に於ては體育概ね振はず、國民は一般に運動の趣味を感得しなかつた。運動、體操等

と言へば、學校や若者間の行事の如くに考へて居た。歐米人に見る如く老いて尙矍鑠たる元氣に充ち、好んで戸外に杖を曳き、運動舞踊するといふ風に乏しい。天真爛漫に嬉々遊戯する等は、大人氣ないとした。かくて活動も早く打切り、老成、早老する習俗があつた。殊に婦女子には淑徳を尊び、男性の如く活動するをよいこととはしない風があつた。従つて女子の體育は更に不振の状態である。今日學校教育を初め、天下に婦人體育の必要が叫ばれるやうになつたが、尙學生生徒の間に限られて居る嫌がある。

顧ふに國民の衣食住の様式に就ても、婦人の頭髮、一般の履物の作り方に至るまで、殆んど運動本位には出來て居なかつた。雅致風流の點には尠からぬ經費と、工夫とが費されて居るが凡て動的ではない。公園の庭造に就いても歐米のそれは雄大で、公衆の運動を本位に體育的要件に適したるに對して、我が國のは大體に於て觀覽觀賞的に造られた。又社會の半面には勞働を卑む弊風があり、娛樂的な遊戯が上下に通じて喜ばれ、戸外に出で、山に遊ぶも、多くは耳目や口腹を樂ましめる所謂物見遊山の類で、低級な娛樂に走つて士氣を養ふ種のものが好まれぬ。插花や碁將棋の如き一室に閉居した風流韻事が弄ばれ殆んど、老人向である。

國家の元氣たる青年は趣味を高尙にし、心身の修養上適切なる娛樂機關を選ぶべく、入らざる場所に入出し、游治に耽り、情弱に陥ることを戒む、士氣を旺盛にし、剛健の意氣を養はねばならぬ。體育運動は之等の惡弊を排拒し、青年時代の歸嚮を過らしめざるものである。只青年子弟は運動に耽りて業務を疎にし、家業に營々勞作するを厭ふ如きに陥りてはよろしくない。國民體育の要は、少數の選手を養成し、斯道の専門家をつくることではない。尙近來世の一部には、運動ゲームを觀覽物の如く思惟し、選手を藝人視する運動狂、野次輩の簇出した感があるが、之は體育思想、運動熱の流布せるかの如く考へることは謬である。徒らに選手を昇き立て大會を追廻すが如きは、宛ら己の手を休めて他人の仕事場を傍觀して居る様なもので、それは會の氣勢を助け戦士の聲援にはならうけれど、それが直ちに萬を以て數ふべき觀覽者其の者の體育方策ではない。反言すれば我が國民體位の向上と保健の道たる體育は、常に一部の選手や短期間の學校生活中のものや、方便的の試合、大會等が盛況に卦くことのみを以て満足すべきではないのである。

2 公衆衛生

一身一家の保健の爲め、攝生を守り、衛生を重んずるは所謂個人衛生で、一般公衆の爲めにする衛生は即ち公衆衛生である。個人の幸福と一家の繁榮を思ふ者は、個人衛生に留意して強健なる身體の持主とならねばならぬ。學家無病息災は家内繁昌の始めであると共に、有機的社會の構成分子たる個々の人々が、健全なることを得て、其の社會は全體的に強健なることが出来る。個人衛生と公衆衛生とは恰も河の上流下流の如く、個人衛生は源流で公衆衛生は下流である。河清を俟つには必ず源が濁つてはならない、個人衛生が出来上らないで公衆衛生のみがうまく行く筈がない。ことにそのある事項は兩者間に敢て區別を見ないのである。此の故に何人も先づ一般衛生に留意して、各自の健康を保持することに意を拂はぬばならぬ。

一般衛生の要件

- (一) 食物の營養に注意すること。
- (二) 節制を重んずること。
- (三) 衣食住其の他身體の清潔を旨とすること。
- (四) 住宅及び衣服に就て寒温の調節、乾濕の狀況、通氣、採光凡て衛生的ならしめること。

- (五) 常に新鮮なる空氣を呼吸し、適度の休養と、睡眠を必要とすること。
- (六) 適度の運動をなし、平素身體を鍛錬し、體力を旺盛ならしめて、疾病に對する抵抗力を養ふこと。

(七) 職業上非衛生的のもの及び過勞を避けること。

(八) 衛生思想の涵養に力め、疾病に罹りては速に合理的手當を施すこと。

(九) 飲酒をつゝしむこと。

(十) 性慾に關して注意すべきこと。

以上一般衛生は、要するに衣食住を初め、日常生活をして總べて衛生的ならしめるに在る。凡そ個人の體質は父母祖先の遺傳によつて、其の強弱は既に先天的に保存するものではあるが、各自の克己修鍊と、保健に對する用意と努力に依つて、後天的に健康を保持し得て、活動を持続し各人の天壽を全うすることが出来る。又生來の強壯體にあつても、不衛生なるに於ては後天的に其の健康を破壊するに至る。兎に角個人衛生は個人的に衛生状態を良好ならしめ、一己一家の健康を保持し増進する手段である。

吾人は個人衛生に留意すると共に、更に公衆衛生を良好ならしめ、一般の健康を保持することに注意を怠つてはならない。個人衛生が如何に進歩しても、公衆衛生は直ちに良くなると言ふことは出来ない。自家の住家や邸宅は奇麗に洒掃しても、汚物を河川や路傍に投棄するが如き、傳染病者を隠蔽するが如きは、公衆衛生の害毒である。一人の不注意の結果は、幾多貴重人命を損し、多額の衛生費を空しくするに至るのである。國家が法規を備へて公衆衛生に關する諸種の取締りと督勵とを爲すは、斯の點に其の必要が存するからである。

國家は國民の健康を保全し、衛生状態を良好ならしめる爲めに、行政上各般の施設を爲し、其の取締及び獎勵に任ずるのである。以下其の主なる事項を叙する。

(一) 醫 業 行 政

(1) 醫師、藥劑師等の如き疾病の豫防治療を業とするもの、技能の如何は、個人的にも社會的にも極めて重大なる關係を有するより、其の資格要件を定め、夫等の業務上に就ては嚴に之を規定するのである。

醫師となる者は左の資格を有し、内務大臣の免許を受けることを要する。

イ、大學令に依り大學に於て醫學を修め、學士と稱することを得る者。

ロ、官公立若しくは文部大臣の指定したる、私立醫學專門學校を卒業したる者。

ハ、醫師試験に合格したる者。

ニ、外國醫學校を卒業し、又は外國に於て醫師の免許を得たる者で、法規に該當する者。

イ、官公立若しくは文部大臣の指定したる私立齒科醫學專門學校を卒業したる者。

ロ、齒科醫師試験に合格したる者。

ハ、外國齒科醫學校を卒業し、又は外國に於て齒科醫師免許を得たる者で、法規に該當する者。

(2) 藥劑師 藥劑師は醫師の處方箋に依つて藥劑を調合する者で、藥劑師試験を受け、年齢二十歳以上で、内務大臣より免狀を得て居る者である。藥劑師でなければ藥局を開設する事は出来ぬ。

(3) 產婆、看護婦 產婆となる者は年齢二十年以上の女子で、左の資格を有し、產婆名簿(地

方長官管理)に登録を受けることを要する。

イ、地方長官の行ふ産婆試験に合格したる者。

ロ、内務大臣の指定したる學校又は講習所を卒業したる者。

ハ、外國の學校若くは講習所を卒業し、又は外國に於て産婆免狀を得た者で、内務大臣の適當と認めたる者。

看護婦となる者は十八年以上の女子で左の資格を有し、地方長官の免許を受けることを要する。

イ、地方長官の行ふ看護婦試験に合格したる者。

ロ、地方長官の指定したる學校又は講習所を卒業したる者。

(4) 按摩、鍼、灸術業者等 按摩術(マッサージ術を含む)及び鍼、灸術を営む者は、試験合格證書又は地方長官の指定したる學校、若くは講習所の卒業證書を添へ、地方長官に願出で、免許鑑札を受けなければならぬ。その他接骨等の營業者に對しても、各其の取締りを爲すのである。

(5) 藥種商、製藥業者及び賣藥業者 藥品の販賣を爲す藥種商及び藥品を製造し販賣する製

藥業者、賣藥業者、賣藥を調製又は輸入、移入して販賣する者等も、地方廳の免許鑑札を受けなければならぬ。

(6) 藥品の取扱其他 日本藥局方に記載する藥品は、其の性状、品質、該局方の所定に適合するものにあらざれば、製造、貯藏、陳列、販賣或は授與することは出来ない。又毒劇劇藥は職業上必要と認めたる者より、其の藥名、數量、使用の目的等を記した證書を差出さねば、之を販賣し、授與することは出来ない。更にこの證書あるも幼稚者其他不安心の者には交付されない。

醫藥用以外にして、販賣する毒物、劇物は其の指定を受けない物は貯藏、陳列、販賣、讓與することは出来ぬ。而して毒劇物營業を爲す者は、地方長官の許可を得るのである。毒劇物營業者は、業務上、學術上又は技藝上必要と認めたる者より、其の營業者知人の證明、或は官公署、學校等の證明に依つて、其の従事する業務、學術、技藝を證明し、品名、數量、使用の目的を記した證書(家事上必要な殺鼠劑、驅蟲劑、消火用藥品等は單に品名、數量)

を提出しなければ、之を販賣譲與されぬ。

次に阿片を製造する者は、地方長官の許可を受けなくてはならぬ。阿片は政府に於て醫藥用品及び製藥用品に限り、封緘を施して之を賣り下げ又は交付する。政府の賣り下げたもの又は交付したものでなければ、之を賣買、授與、所有又は所持することが出来ぬ。

(二) 保健行政

(1) 水道 飲用水の良否は保健に極めて重要な關係があり、殊に傳染病豫防上、衛生的施設として水道の必要がある。市町村に水道を設けるときは、其の目論見書に水源の位置及び其の水量の概算、一人一日平均給水量、水質の試験表等を詳記し、地方長官を経て内務大臣の認可を受ける。地方長官は隨時關係官吏を派遣して水道工事及び水質水量を檢查させ其の改築修理を要し、又は水質不良、水量不足と認めれば市町村に其の改良を命ずる。又水道の給水を受ける者は、水質水量の検査を市町村長に請求することが出来る。

(2) 下水道 土地の清潔を保持する爲に、汚水、雨水を疏通する排水設備を下水道と稱する。下水道を築造するには、内務大臣の認可を受くべきである。下水道を設けた市町村に

於ては、其の区域内の土地所有者、占有者は、汚水、雨水を之に疏通するに必要な設備を爲し、掃除、浚渫する等、管理の義務を負ふのである。

(3) 汚物の掃除 市は其の区域内の汚物即ち塵芥、汚泥、汚水及び尿尿を掃除して清潔を保持し、市内の土地、建物の所有者、占有者の掃除し、蒐集したる汚物を處分するの義務を負ふものである。

(4) 傳染病豫防 傳染病豫防法に依つて、コレラ、赤痢(疫痢を含む)、腸チフス、パラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、デフテリア、流行性腦脊髄膜炎、ペストの十種を傳染病といふ。傳染病又は其の疑ひある患者や死者のあつた家では、速に醫師の診断、若くは検査を受け、直に警察官吏、市町村長、檢疫委員、豫防委員等に届出でなくてはならぬ。若し又醫師が傳染病患者を診断し、或は其の死體を検案したときは、其の家人に消毒方法を指示し、且つ直ちに右の届出を要する。

消毒方法は

イ、焼却、ロ、蒸氣消毒、ハ、煮沸消毒、ニ、藥物消毒の四種に依るが、更に清潔法、消

毒法とも、病氣の種別により、細密なる規定の方法に従ふを要する。

豫防上必要あれば、傳染病患者は之を傳染病院、隔離舎其の他適當の場所に入れ、又一定の日時間患者の家其の他病毒汚染の家の交通を遮斷し、又は病毒感染の疑ひある者を隔離する。

地方長官は傳染病流行の兆ありと認めれば、内務大臣に報告し、且つ交通密接の地の地方長官に通知を發する。又内務大臣の認可を受けて檢疫委員を置き、船舶、汽車、電車の檢疫を行ふ。

市町村は地方長官の指示に従ひ、市町村制に依り、傳染病豫防委員を置きて、檢疫豫防の事に當らせる事。部内の清潔方法、消毒方法を施行し、醫師及び豫防に必要な人員を雇ひ入れ、器具、藥品等を設備すること。鼠族、昆蟲等の驅除を爲すこと。傳染病院、隔離舎、隔離所又は消毒所を設置すること。家事用水の使用を停止されたる場合、其の停止期間用水の供給を爲すこと等を要する。又市町村は地方長官の命によつて、衛生組合を設けて隣保協力自治にて清潔法、消毒法、其の他傳染病の豫防救済に關し、規約を定めて履行させる。

る。

傳染病の忌むべく、其の害毒の恐るべきは更に絮説を要しない。之が爲めに多數の貴重な人命を奪はれ、團體的社會的に蒙る損失、不安また甚大なるものがある。而も年々之が爲めに衛生費として地方費、市町村費が多額に投棄されるに至ることは、恐れても尙恐るべきことである。

傳染病豫防の爲め、海外諸港より來る船舶に對しては檢疫を施行する。檢疫を行ふ港に來る船舶は、入港前檢疫を受け許可證を得なければ、港に入り陸地又は他船と交通し、船客及び乗組員の上陸、物件の陸揚げを爲すことを許されぬ。

檢疫を行ふ海港（大坂、横濱、神戸、長崎、門司、敦賀、下關、若松、三池、口津）及び傳染病の種類（コレラ、痘瘡、猩紅熱、ペスト）は内務大臣が指定する。

次に傳染病とともに最も悪疾なる結核、癩及びトラホームの豫防に就き大要を述べやう。結核に對しては、醫師の指示に従つて（醫師は其の患者の診斷或は死體の檢案により、消毒豫防を指示しなくてはならぬ）消毒其の他豫防方法を行はねばならぬ。行政官廳は結

核豫防上、學校、病院、製造所、鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等の待合所、劇場、寄席、旅店、料理店、理髮店、湯屋等の多衆集合の場所には、唾壺を配置させる。此等の場所に於て唾壺以外に唾痰を咯出することは出来ぬ。又古着、古本、襪、飲食物等で、病毒に汚染したものは、賣買授受を制限し或は禁止し、物件の消毒或は廢棄をなすことが出来る。内務大臣は、結核患者にして療養の途なき者を收容させるため、人口五萬以上の市又は特に必要ある其の他の公共團體に對して、結核療養所の設置を命ずることが出来る。

癩患者ある家又は癩病に汚染した家に於ては、醫師又は關係吏員の指示に従ひ（醫師は癩患者を診斷したるときは、其の豫防方法を指示し且之を行政官廳に届出ることを要す）消毒其の他豫防方法を行はねばならぬ。癩患者にして療養の途なく、且救護者なきものは行政官廳に於て規定に従ひ、療養所に入らしめ之を救治する。之等の患者を收容する爲めに、内務大臣は二以上の道府縣を指定して療養所の設置を命ずる。

トラホームに關しては、行政官廳は其の患者に對して、客に接する業務に従事することを停止する。又學校、製造所、鐵道、船舶待合所、其の他多衆集合の場所、旅店、料理店、

理髮店、湯屋等に於て、貸手拭或は共同手拭を備へることを禁じ、洗面器は患者用と健康者用とを區別すること、手洗水を流出装置にすることを命ずる。

市町村は地方長官の指示に従つて、トラホームの豫防及び治療に關する施設を爲さねばならぬ。

尙花柳病に關しては、其の禍源の多くは賣姪に起因するもの多きより、之に對する豫防施設として娼妓及び藝妓等の徹毒検査を施行して、衛生上之を取締る。

(5) 飲食物取締。販賣する飲食物、若くは營業上使用する飲食器、割烹具器等にして、衛生上害あるものは、行政官廳に於て其の製造、採取、販賣、授與、使用を禁止し、又其の營業を禁止し或は停止することがある。

(6) 種痘。痘瘡の豫防として種痘を行ふ。市町村は其の住民に對して種痘を施行し、保護者は未成年者に種痘を受けさせる義務を負ふのである。

種痘は強制して之を行ふもので、定期は第一期として出生より翌年六月に至る間（不善感のときは翌年六月に至る間に於て更に行ふ）第二期は數へ年十歳（不善感のときは翌年

十二月に至る間に於て更に行ふ)の間に行ふ定めである。種痘を受けた者は、市町村長の指定期に検診を受け種痘證書の交付を受けなければならぬ。地方長官は痘瘡豫防上必要と認めれば、種痘を受くべき者の範圍及び期日を指定して臨時種痘を命ずることが出来る。

(7) 墓地及び埋葬取締 墓地及び火葬場は、従前管轄廳より許可された區域に限られる。止むなく墓地を取廣め又は新設する場合は、國縣道、鐵道、大川に沿はず、人家を隔て(六十間以上)、土地高燥、飲用水に障りなき地を選び地方廳に願出でねばならぬ。而して墓地は清潔にし、掃除及び修繕を怠らぬことを要する。火葬場は、人家や民衆輻輳地を隔て(百二十間以上)、風上に位置しない地を選び、人家遠隔の山林、原野等の外は、火爐煙筒を備へ、臭煙を防ぐ装置を爲し、周圍に塀牆を設けることを要する。

死屍を埋葬又は火葬する者は、主治醫の死亡届書(或は死體檢案書)を添へ、市町村長の認可を求め、通例死後二十四時間を經過しなくては埋火葬することは出来ない。火葬は成るべく日没後に行ふこと、又遺骨埋藏の外は、擴穴は成るべく六尺以上の深さとすることを要する。

(8) 喫煙及び飲酒の禁止 喫煙及び飲酒の弊害或は損失は、常に衛生方面のみではないが、

現行法は未だ心身の發達期にある未成年者の喫煙及び酒類を飲用することを禁止する。親權者は是等の違反行爲を制止し、營業者は未成年者の自用なることを知りて煙草、喫煙の器具、酒類を販賣し、或は供與することは出来ない。

尙國民は、何人も阿片煙を吸喫することを嚴禁されて居る。

未成年喫煙禁止法(明治三十三年三月法律第三三號)

未成年飲酒禁止法(大正十一年三月法第二〇號)

阿片煙に關する罪(刑法第一三六條乃至第一四一條)

(9) 衛生思想の普及方策 衛生展覽會、講話會講習會を開催し、或は衛生に關する各種の宣傳ポスターを發し、冊子を頒つ等も亦社會的施設として漸次試みられ、以て公衆の衛生思想向上に利し、警告の流傳につとめて居る。併し是等の施設は我が國社會の現狀として未だ十分ならざると、民衆の之が利用に關する用意の足らざるを遺憾とする。

(10) 衛生に關する研究調査機關 衛生に關する試験研究を行ひ、或は調査を爲すため中央に

左の如き諸種の機關の設けがある。

イ、傳染病研究所 東京帝國大學に附設する。

ロ、衛生試験所 東京、大阪に之を置く。

ハ、營養研究所 東京

ニ、保健衛生調査會 東京

ホ、中央衛生會 東京

衛生行政は内務大臣の所管で、内務省衛生局は傳染病及び地方病、種痘、其他公衆衛生、檢疫、醫師、藥劑師の業務並に藥品、賣藥の取締、衛生會、地方病院等に關する事項を掌る、府縣は警察部に於て衛生事項を分掌し、(警視廳にありては衛生部に於てし)衛生主事衛生技師等の職員を置く。かくして市町村の衛生課或は衛生係は、警察官署と共に其の實際に當る。

第二 教材取扱ひ上の注意

一 本教材の主眼點

1 警察と公衆

(一) 我等の共同生活の秩序を維持し、災害を防止し、我等の生命財産を保護するを任務とするものが警察なること。

(二) 警察事務には行政警察と司法警察との兩面あること。

(三) 警察署長は警察犯處罰令により、輕微の犯罪に對しては即決により三十日以内の拘留、又は二十圓以下の科料に處する權を有すること。

(四) 警察行政のこと。

(五) 警察と公衆とは一致協力して公安の保持に當るとき、吾人の生命財産は完全に保護され社會の安寧秩序は十分に保全されること。

2 災害防止

(一) 災害の防止は警察の重なる任務であるが、我等は警察の取締りを俟つまでもなく、自ら進んで災害防止の道を講ぜねばならぬこと。

(二) 消防組及水防組につきて。

3 公衆衛生

(一) 吾人は保健、衛生を重んじ、身體を鍛錬し、困苦缺乏に堪へる抵抗力を養ふべきこと。

(二) 個人衛生及び公衆衛生に一段の注意を拂ふべきこと。

(三) 傳染病に對する心掛。

(四) 公衆衛生の機關につきて。

二 教授上の注意

1 小學校の左記の教材と連絡をとりて教授すること。

尋修五の七衛生 高讀二の一三バクテリア 高讀二の二警察と國民

- 2 警察の意義を理解せしめ、協力して公安に努め災害を防止し、國民の生命財産を守るべきことを授くること。
- 3 警察犯處罰令を解説し、之に違反せざる様注意を與ふること。
- 4 警察官の勞苦を感謝し、警察に信頼し、更に進んで警察に協力して社會の公安保持に當らねばならぬことを授くること。
- 5 災害防止については人々協力一致して平素未然に防止することに最善の手段を講ずべきことを授くること。
- 6 我が國の公衆衛生は、未だ甚だ幼稚なるが故に今後一層の注意を拂はざるべからざること
- 7 殊に傳染病につきて其の取るべき所置を誤らざる様十分の注意を與ふること。

三 設問の例

1 行政警察と司法警察とを説明せよ。

- 2 警察犯處罰令とは如何。
- 8 警察に感謝し、信頼し、協力せなければならぬ理由。
- 4 災害防止につき平素講ず置くべき手段如何。
- 5 公衆衛生につき注意すべき箇條。
- 6 傳染病につき取るべき所置等。

第九章 地方自治

第一 教材の解説

一 地方自治の沿革

1 自治

吾人が他の命令を俟たず、人の指圖によらないで、自己を律し、自己の生活を處理して行く、所謂自律的生活が自治である。この自律的生活をなすことが我等人類にのみの特権であるのである。故に我等の生活する所必ずこの自律的處理が相伴ふのである。單に個人生活のみならず、社會的生活の上にも現はれて來て、且つ個人生活、社會生活上共に重要性を持つものである。青年團、校友會、同業組合、販賣組合、購買組合等、何れも皆自治に依つて事業を運用

し活動して居るのである。この自治精神により活動して居る所の團體が、所謂自治團體である。

2 地方自治團體

法規により一國統制の下に立つ行政上の團體が、所謂地方自治團體である。即ち府縣・市町村の如きそれである。故に地方自治團體は國家行政の一部を擔當し、人民の自治によつて運用されるのであるから、其の目的は國家全體の目的に合致し、其の方針は國家全體の政治の方針に悖らない様にしなければならぬ。言ひ換へれば、國法によつて認められた事項、委任された事項を國家の目的方針に一致する様に、自律的に處理して行くのである。かゝる統一されたる制度が自治制度であつて、その制度の下に行はるゝ行政が自治行政である。

3 地方自治の沿革

我が國は、古くより氏族制の賜として、隣保相扶くるの良俗が存して居たが、大化年代の里長及び鎌倉時代の莊園の制は、次第に地方自治の觀を爲したのである。

降りて徳川時代にありては、幕府の直轄地には、町に町奉行郡に郡奉行を置き、町奉行の下に町年寄・地主、五人組等を設け、郡奉行の下に名主、(庄屋とも言ふ)組頭、百姓代を設け、

以て町奉行と郡奉行の事務を行つたのである。江戸町奉行は江戸市中の行政權を統べ、訴訟を裁判し、各町内の行政は地主をして之に當らしめ、地借、店借・公役銀(地方税)の賦課等、一切其の指圖に依らしめ、庄屋は村行政の一切に當り、組頭は庄屋の助役となり、百姓代は百姓の總代として村行政を監督する。而して庄屋には世襲の者あり、年輪番の者あり、又公選の者もあつた。組頭は其の初めは五人組なるものゝ長であつた。五人組制度は當代自治の基礎であつた。五人組といふのは必ずしも五家に限つたものではなく、隣保相寄り一國をなす行政上の一單位で、其の中の一人は之が長となり、組員は其の利害休戚を共にし、相戒め相保護し、道路の修繕、夜警、納税、罪人預り、博徒取締等、土木、勸業、風紀其の他一切の自治に任じたのである。

以上は幕府直轄地の自治行政であるが、各藩は必ずしも一様ではないが、大體之と大同小異である。

明治維新後は王政復古し、幕政は根本から改廢せられた。即ち明治四年に廢藩置縣の制を敷かれ、府縣を大區小區に分ち、各區に戸長副戸長を置いて郡村の行政を取り行はしめられた。

かくて明治十一年に至り、那區町村編制法及び府縣會規則の發布あり、各府縣を郡區町村に區劃し、郡に郡長、區に區長、町村に戸長を置きて、行政事務を處理させた。これ維新後地方自治の端緒をなしたのである。次で同十三年區町村會法を制定し、區及び町村會の開設を見るに至つた。

然るに明治十四年十月、來る二十三年を期して國會を開設すべき旨の大詔煥發せられ、同十二年には帝國憲法の發布を見るに至つて、これより先き憲法制定の專業進捗し、其の發布期の近づくにに従ひ、地方自治制度を完全ならしめ、市町村永遠の基礎を確立すべきを以つて急務なりとし、内閣雇獨逸人モツセ博士に市制町村制の起案を囑し、更に地方制度編纂委員を設けて調査を遂げ、之を内閣及び元老院の議に付し、審議の後、御裁可を経て、二十一年法律第一號を以て市制町村制として公布されたのである。

市制町村制發布上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ郡市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町

村制ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十一年四月十七日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 山縣有朋

明治二十三年五月には府縣制及び郡制が公布された。此に始めて我が自治制が確立したのである。かくて實施の成跡に鑑みて、四十四年に市制町村制の改正が行はれ、更に大正十年には郡制廢止の法律が公布せられ、同十二年四月より實施せられて、町村の自治權は大に伸長し、昭和四年四月には、府縣制、市制、町村制の改正が行れて、普通選舉を實施することとなりて今日に及んで居るのである。

二 地方自治の精神

我が國の地方自治の制度は、市制、町村制公布の上諭に宣らせ給ひし如く、我が國古來の美風